

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年1月25日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容 ※	<p>札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、医療給付及び保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。※広域連合とは都道府県ごとに設置された後期高齢者医療制度を運営する組織のこと。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 資格に関する事務          ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)を受け付け、広域連合に必要な情報を提供する。          ② 被保険者に対し被保険者証を引き渡す。また、被保険者からの返還を受け付ける。          ③ 被保険者から被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。</p> <p>2 医療給付に関する事務          ① 後期高齢者の医療給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)を受け付ける。          ② 被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を引き渡す。          ③ 被保険者から限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の再発行の申請を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。</p> <p>3 後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務          ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。          ② 特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ。)の候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。          ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。          ④ 保険料の減免申請を受け付け、広域連合に申請書を送付する。</p> <p>4 保険料の徴収に関する事務          ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付、滞納処分等を行う。          ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況を管理する。          ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。          ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。          ⑤ 保険料期割額情報を作成し管理する。</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》          特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。          ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更又は個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 1,000人未満          2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満          5) 30万人以上</p>

**2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**

**システム1**

①システムの名称	後期高齢システム
②システムの機能	<p>1 資格事務に係る機能</p> <p>① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能</p> <p>② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能</p> <p>③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能</p> <p>2 賦課事務に係る機能</p> <p>① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能</p> <p>② 特別徴収情報を管理する機能</p> <p>③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能</p> <p>④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム )</p>

**システム2～5**

**システム2**

①システムの名称	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム
②システムの機能	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>&lt;収納管理&gt;</p> <p>1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携</p> <p>2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携</p> <p>3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携</p> <p>&lt;滞納整理&gt;</p> <p>1 滞納者情報の管理</p> <p>2 各滞納処分書類の作成</p> <p>3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成</p> <p>4 統計・決算情報の作成</p> <p>5 延滞金の計算</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 金融機関・財務連携代行システム、庁内各業務システム )</p>



システム5	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて庁内各業務システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム )</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。</p> <p>4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム )</p>

システム7	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</li> <li>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</li> <li>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</li> <li>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</li> <li>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム )</p>
システム8	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</li> <li>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</li> <li>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</li> <li>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</li> <li>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</li> <li>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名) )</p>

システム9									
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)								
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 &lt;参考&gt; 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )									

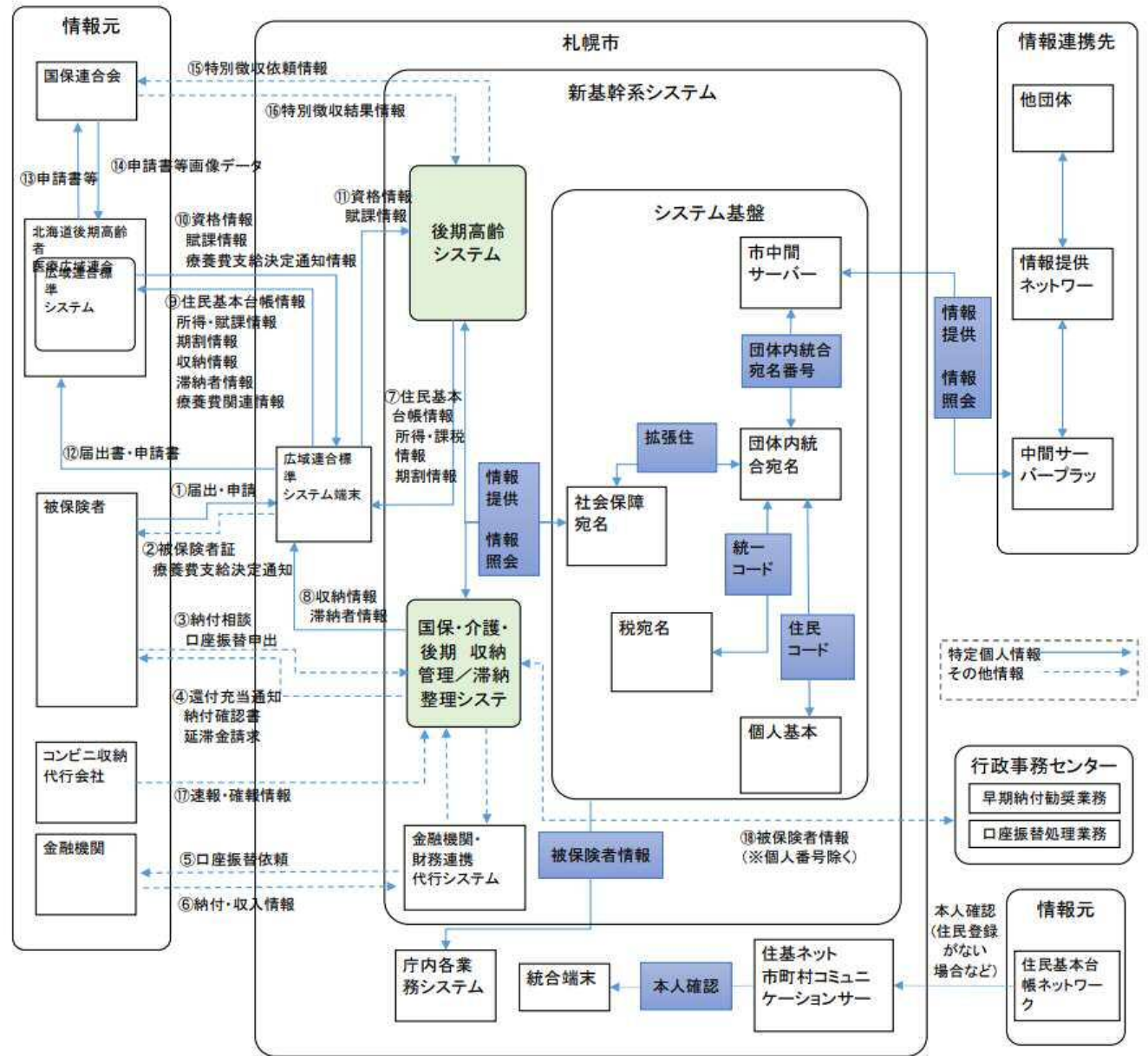


システム10	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>(※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <p>8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤(市中間サーバー) )</p>

システム11～15									
システム11									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索            端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※)への情報照会            全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合            本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等について、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 広域連合外(北海道外)からの転入者の所得等の照会について、紙媒体よりも確認等に係る事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。)
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法で通知することとされている事項」(第83項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第82項)
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 被保険者から保険資格に関わる届出、保険料減免、医療給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。
- ② 資格情報から被保険者証を引き渡す。療養費等支給決定通知情報に基づき療養費等支給決定通知書を発行する。
- ③ 被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。
- ④ 過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し、督促状及び催告書を送付する。
- ⑤ 金融機関へ口座振替依頼を行う。
- ⑥ 金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。
- ⑦ 年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報及び保険料の期割情報を窓口端末に移入する。
- ⑧ 収納情報及び滞納者情報を窓口端末へ移入する。
- ⑨ 住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報及び滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。
- ⑩ 資格情報、賦課情報及び療養費支給決定通知情報が配信される。
- ⑪ 資格情報及び賦課情報の取込みを行う。
- ⑫ 受け付けた届出書・申請書を送付する。
- ⑬ 申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。
- ⑭ 申請書等を画像データ化し、広域連合へ送付する。
- ⑮ 特別徴収の依頼を行う。
- ⑯ 特別徴収の結果を受け取る。
- ⑰ コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。
- ⑱ 行政事務センターが口座振替処理業務及び保険料早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)又は65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者</li> <li>・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者</li> </ul> ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条までに基づく被保険者
その必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る。)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…医療給付(特定疾病療養受療証の引渡等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種医療給付の受付、保険料徴収等を行なうために保有 ④ 障害者福祉関係情報…被保険者に係る障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種医療給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の引渡しのために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 各区の戸籍住民課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構その他公的年金等支払者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村、北海道後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 健康保険適用事業所 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。) システム基盤 )
③入手の時期・頻度	<p>&lt;広域連合からの入手&gt;  札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。</p> <p>1 資格管理業務  ①被保険者情報 : 後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度)  ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報) : 被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等(日次の頻度)  ③住所地特例者情報 : 住所地特例者の情報等(月次の頻度)</p> <p>2 賦課業務  ①保険料情報 : 保険料算定結果の情報及び賦課計算の元となる情報等(日次の頻度)</p> <p>3 給付業務  ①療養費等支給決定通知情報 : 療養費等支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(療養費の支給申請がある都度)</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt;  札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。</p> <p>1 識別情報 : 随時(変更時等)  2 連絡先等情報 : 随時(変更時等)  3 業務関係情報  ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等)  ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等)  ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等)  ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等)  ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等)  ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等)  ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>&lt;広域連合からの入手&gt;  1. 入手に係る根拠  ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している。)  また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。</p> <p>2. 入手の時期・頻度の妥当性  ①資格管理業務  ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。  ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため日次。  ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。  ②賦課業務  ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。  ③給付業務  ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。</p> <p>3. 入手方法の妥当性  入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt;  1. 入手に係る根拠  後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。</p> <p>2. 入手の時期・頻度の妥当性  後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。</p> <p>3. 入手方法の妥当性  番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。</p>						
<p>⑤本人への明示</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。</p>						
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務のため。</p>						
<p>変更の妥当性</p>	<p>—</p>						
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 1556 790 1628"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="790 1556 1524 1628"> <p>札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、篠路出張所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1628 790 1713"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="790 1628 1197 1713"> <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> </td> <td data-bbox="1197 1628 1524 1713"> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、篠路出張所</p>		<p>使用者数</p>	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上</p>
<p>使用部署 ※</p>	<p>札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、篠路出張所</p>						
<p>使用者数</p>	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上</p>					

⑧使用方法 ※		<p>1 資格事務</p> <p>① 個人番号により本人確認を行う。</p> <p>② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届出等を受け付ける。</p> <p>③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。</p> <p>2 給付事務</p> <p>① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。</p> <p>3 賦課事務</p> <p>① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。</p> <p>② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。</p> <p>③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>4 徴収事務</p> <p>① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</p> <p>② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。</p>
	情報の突合 ※	<p>1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。</p> <p>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</p>
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	保険料の徴収、還付等
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 委託しない <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	後期高齢システムの運用・保守委託	
①委託内容	後期高齢システムの運用・保守作業の実施	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	後期高齢システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 )	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	競争入札により決定する	



再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業	
<b>委託事項2～5</b>			
<b>委託事項2</b>		帳票データ印刷及び事後処理業務	
①委託内容		システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名		競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	
	⑨再委託事項	書面による契約に基づく帳票保管及び在庫管理、帳票出力、事後処理並びに搬送。	



移転先2～5	
移転先2	北海道後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第10項</p> <p>【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項及び第138条</p> <p>市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>
②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	<p>1 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民から入手した届出情報</li> <li>・住民基本台帳情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民基本台帳情報(世帯単位)。</li> <li>・住登外登録情報 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。</li> </ul> <p>2 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税情報 : 保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。</li> <li>・期割情報 : 本市が実施した期割保険料の情報。</li> <li>・収納情報 : 本市が収納及び還付充当した保険料の情報。</li> <li>・滞納者情報 : 本市が管理している保険料滞納者の情報。</li> </ul> <p>3 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費関連情報等 : 本市で申請書等を基に作成した療養費情報等。</li> </ul>
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( LGWAN )</p>
⑦時期・頻度	<p>&lt;広域連合への移転&gt;</p> <p>1 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者資格に関する届出 : 届出のある都度。</li> <li>②住民基本台帳情報 : 日時の頻度。</li> <li>③住登外登録情報 : 日次の頻度。</li> </ul> <p>2 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得・課税情報 : 月次の頻度。</li> <li>②期割情報 : 日次の頻度。</li> <li>③収納情報 : 日次の頻度。</li> <li>④滞納者情報 : 日次の頻度。</li> </ul> <p>3 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療養費関連情報等 : 月次の頻度。</li> </ul>

**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;                  1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。                  2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。                  2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                  1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                  4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                  10) 定められていない</p> <p>[ 定められていない ]</p>
	<p>その妥当性</p>	<p>高齢者の医療に関する法律及び他の法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。</p>
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;                  1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。                  2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。                  3 札幌市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	

**7. 備考**

—

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

&lt;共通&gt;

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	住民コード	61	旧併記名外字フラグ	121	処理区分
2	後期高齢者被保険者番号	62	旧通称名カナ		
3	介護被保険者番号	63	旧通称名		
4	日本人・外国人区分	64	旧通称名外字フラグ		
5	住居区分	65	旧住所		
6	ケース番号	66	旧住所外字フラグ		
7	都道府県コード	67	旧方書		
8	市区町村コード	68	旧方書外字フラグ		
9	区コード	69	住居外事由コード		
10	生年月日	70	国名コード		
11	生年月日 - 元号コード	71	在留資格区分		
12	生年月日 - 変換後	72	在留期限年月日		
13	性別コード	73	通称名カナ		
14	住記続柄コード1	74	通称名		
15	住記続柄コード2	75	通称名外字フラグ		
16	住記続柄コード3	76	登録年月日		
17	後期高齢者続柄コード1	77	登録制度区分		
18	後期高齢者続柄コード2	78	登録区コード		
19	後期高齢者続柄コード3	79	処理対象外フラグ		
20	氏名カナ	80	バージョン		
21	氏名	81	論理削除フラグ		
22	氏名外字フラグ	82	登録ユーザID		
23	氏名アルファベット	83	更新ユーザID		
24	併記名	84	登録日時		
25	併記名外字フラグ	85	更新日時		
26	外国人フリガナ	86	更新コンピュータID		
27	世帯コード	87	履歴番号		
28	住所区コード	88	順位		
29	字コード	89	続柄1		
30	条コード	90	続柄2		
31	丁コード	91	続柄3		
32	番地	92	開始年月日		
33	子番地	93	終了年月日		
34	室番地	94	更新年月日		
35	地番タイプ	95	指定区分		
36	住所	96	削除フラグ		
37	住所外字フラグ	97	最新フラグ		
38	方書	98	国内外区分		
39	方書外字フラグ	99	転出予定年月日		
40	郵便番号	100	転出確定年月日		
41	住定年月日	101	電話番号 - 自宅		
42	住定年月日 - 元号コード	102	電話番号見出し1		
43	住定事由コード	103	電話番号1		
44	市民年月日	104	電話番号見出し2		
45	市民年月日 - 元号コード	105	電話番号2		
46	死亡年月日	106	電話番号見出し3		
47	死亡年月日 - 元号コード	107	電話番号3		
48	住記異動年月日	108	電話番号見出し4		
49	住記異動理由	109	電話番号4		
50	除票年月日	110	同一人指示区分		
51	除票事由コード	111	名寄せ住民コード		
52	旧氏名	112	新被保険者番号		
53	旧区コード	113	旧被保険者番号		
54	旧生年月日	114	住記情報更新フラグ		
55	旧生年月日 - 元号コード	115	資格区コード		
56	旧性別コード	116	旧ケース番号		
57	旧氏名カナ	117	新世帯コード		
58	旧氏名外字フラグ	118	世帯情報登録フラグ		
59	旧氏名アルファベット	119	賦課期日構成員情報登録フラグ		
60	旧併記名	120	個人所得履歴登録フラグ		

<資格>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	区コード	61	納付書区分	121	在留終了年月日
2	連番	62	滞納地区コード	122	札幌市側情報 - 連携済みフラグ
3	住民コード	63	電話番号見出し1	123	札幌市側情報 - 訂正済みフラグ
4	世帯コード	64	電話番号1	124	札幌市側情報 - 住所指定フラグ
5	連携区分	65	電話番号見出し2	125	札幌市側情報 - 処理コード
6	処理済み年月日	66	電話番号2	126	札幌市側情報 - エラー内容
7	バージョン	67	電話番号見出し3	127	札幌市側情報 - 除票事由
8	論理削除フラグ	68	電話番号3	128	札幌市側情報 - 除票年月日
9	登録ユーザID	69	電話番号見出し4	129	札幌市側情報 - 行政欄コード
10	更新ユーザID	70	電話番号4	130	札幌市側情報 - 行政欄年月日1
11	登録日時	71	電話番号見出し5	131	札幌市側情報 - 行政欄年月日2
12	更新日時	72	電話番号5	132	札幌市側情報 - 行政欄年月日3
13	更新コンピュータID	73	処理年月日	133	札幌市側情報 - 住定年月日
14	新住民コード	74	処理時刻	134	札幌市側情報 - 住定年月日 - 元号コード
15	旧住民コード	75	元先区分	135	札幌市側情報 - 市民年月日
16	新世帯コード	76	申請者フラグ	136	札幌市側情報 - 市民年月日 - 元号コード
17	旧世帯コード	77	個人区分コード	137	札幌市側情報 - 区間転入届出年月日
18	後期高齢被保険者番号	78	氏名	138	札幌市側情報 - 転出予定年月日
19	業務メモ番号	79	通称名カナ	139	札幌市側情報 - 転入確定年月日
20	業務メモ枝番	80	氏名漢字	140	札幌市側情報 - 転入通知年月日
21	業務年月日	81	通称名漢字	141	札幌市側情報 - 区コード
22	入力時刻	82	本名通称名区分コード	142	札幌市側情報 - 送付先フラグ
23	メモ内容コード	83	外国人区分コード	143	札幌市側情報 - 世帯指定フラグ
24	メモ詳細コード	84	生年月日 - 元号コード	144	札幌市側情報 - 旧世帯コード
25	対応者 - 担当ID	85	生年月日	145	札幌市側情報 - 介護被保険者番号
26	対応者 - 係名称	86	生年月日設定フラグ	146	札幌市側情報 - 開始年月日
27	対応者 - 氏名	87	性別コード	147	札幌市側情報 - 終了年月日
28	連絡元役割コード	88	続柄コード1	148	札幌市側情報 - 指定区分
29	業務メモ	89	続柄コード2	149	札幌市側情報 - 被保険者フラグ
30	メッセージ通知フラグ	90	続柄コード3	150	札幌市側情報 - 住記異動フラグ
31	メッセージ通知期間 - 開始年月日	91	続柄コード4	151	札幌市側情報 - 連携終了表示フラグ
32	メッセージ通知期間 - 終了年月日	92	異動年月日	152	最新フラグ
33	連絡先役割コード	93	異動届出年月日	153	作成年月日
34	連携開始年月日	94	異動事由コード	154	入力区
35	連携終了年月日	95	世帯登録区分コード	155	氏名カナ
36	連携終了事由	96	住民年月日	156	連携済みフラグ
37	最新異動年月日	97	消除年月日	157	履歴番号
38	最新異動事由	98	現都道府県コード	158	作成時刻
39	保険者番号適用開始年月日	99	現市区町村コード	159	資格取得事由
40	保険者番号適用終了年月日	100	現町名コード	160	前被保険者番号
41	資格区コード	101	行政区コード	161	資格喪失事由
42	賦課区コード	102	現都道府県名	162	住記異動年月日
43	賦課開始年月日	103	現市区町村名	163	同日異動連番
44	次年度賦課区コード	104	現住所	164	届出番号
45	資格得喪フラグ	105	現郵便番号	165	処理コード
46	資格取得年月日	106	転入前都道府県コード	166	入力取消対象 - 届出番号
47	資格取得事由コード	107	転入前市区町村コード	167	入力取消対象 - 処理コード
48	資格喪失年月日	108	転入前都道府県名	168	処理日時
49	資格喪失事由コード	109	転入前市区町村名	169	日本人・外国人区分
50	旧被保険者番号	110	転入前住所	170	住記続柄コード1
51	新被保険者番号	111	転入前郵便番号	171	住記続柄コード2
52	住所地特例情報 - 住所地特例フラグ	112	転出先都道府県コード	172	住記続柄コード3
53	特別徴収 - 基礎年金番号	113	転出先市区町村コード	173	氏名外字フラグ
54	付帯情報 - 所得未申告フラグ	114	転出先都道府県名	174	氏名アルファベット
55	簡易書留郵便フラグ	115	転出先市区町村名	175	併記名
56	様方記載フラグ	116	転出先住所	176	併記名外字フラグ
57	簡易書留郵便受付年月日	117	転出先郵便番号	177	国名コード
58	点字対象フラグ	118	国籍コード	178	住所区コード
59	滞納フラグ	119	在留資格コード	179	字コード
60	顛末フラグ	120	在留開始年月日	180	条コード

<資格>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
181	丁コード	241	広域作成時刻	301	被保険者取得年月日
182	番地	242	証区分コード	302	被保険者喪失年月日
183	子番地	243	交付年月日	303	返戻物連番
184	室番地	244	都道府県名	304	返戻年月日
185	地番タイプ	245	市区町村名	305	返戻郵便物種類
186	住所	246	資格取得日		
187	住所外字フラグ	247	発効期日		
188	方書	248	有効期限		
189	方書外字フラグ	249	一部負担金の割合		
190	住定年月日	250	保険者番号		
191	住定年月日 - 元号コード	251	保険者名称漢字		
192	住定事由コード	252	宛名氏名漢字		
193	市民年月日	253	宛名都道府県コード		
194	市民年月日 - 元号コード	254	宛名市区町村コード		
195	住記異動理由	255	宛名町名コード		
196	除票事由コード	256	宛名都道府県名		
197	除票年月日	257	宛名市区町村名		
198	前住所 - 都道府県コード	258	宛名住所		
199	前住所 - 市町村コード	259	宛名郵便番号		
200	前住所 - 区コード	260	登録年月日		
201	前住所 - 住所	261	住変指導先 - 都道府県コード		
202	前住所 - 住所外字フラグ	262	住変指導先 - 市町村コード		
203	前住所 - 方書	263	住変指導先 - 住所区コード		
204	前住所 - 方書外字フラグ	264	住変指導先 - 字コード		
205	前住所 - 国内外フラグ	265	住変指導先 - 条コード		
206	前住所 - 市内外区分	266	住変指導先 - 丁コード		
207	前住所 - 国コード	267	住変指導先 - 番地		
208	在留資格区分	268	住変指導先 - 子番地		
209	在留期限年月日	269	住変指導先 - 室番地		
210	通称名	270	住変指導先 - 地番タイプ		
211	通称名外字フラグ	271	住変指導先 - 住所		
212	転出予定地 - 都道府県コード	272	住変指導先 - 住所 - 外字フラグ		
213	転出予定地 - 市町村コード	273	住変指導先 - 方書		
214	転出予定地 - 国コード	274	住変指導先 - 方書 - 外字フラグ		
215	転出予定地 - 国名称	275	住変指導先 - 郵便番号		
216	転出予定地	276	居所不明年月日		
217	転出予定地 - 外字フラグ	277	解除年月日		
218	転出予定地 - 方書	278	判明現住所 - 都道府県コード		
219	転出予定地 - 方書 - 外字フラグ	279	判明現住所 - 市町村コード		
220	転出予定地 - 国内外フラグ	280	判明現住所 - 住所区コード		
221	転出確定地 - 市内外区分	281	判明現住所 - 字コード		
222	転出確定地 - 市外 - 都道府県コード	282	判明現住所 - 条コード		
223	転出確定地 - 市外 - 市町村コード	283	判明現住所 - 丁コード		
224	転出確定地 - 市内 - 区コード	284	判明現住所 - 番地		
225	転出確定地	285	判明現住所 - 子番地		
226	転出確定地 - 外字フラグ	286	判明現住所 - 室番地		
227	転出確定地 - 方書	287	判明現住所 - 地番タイプ		
228	転出確定地 - 方書 - 外字フラグ	288	判明現住所 - 住所		
229	転出予定年月日	289	判明現住所 - 住所 - 外字フラグ		
230	転出確定年月日	290	判明現住所 - 方書		
231	住記取込処理警告フラグ	291	判明現住所 - 方書 - 外字フラグ		
232	変更後 - 死亡年月日	292	判明現住所 - 郵便番号		
233	変更後 - 死亡年月日 - 元号コード	293	続柄1		
234	世帯変更年月日	294	続柄2		
235	行政欄コード	295	続柄3		
236	宛名異動事由コード	296	開始年月日		
237	個人番号	297	終了年月日		
238	住所地特例適用開始年月日	298	指定区分		
239	住所地特例適用終了年月日	299	被保険者フラグ		
240	広域作成年月日	300	同一人指示終了フラグ		

< 賦課 >

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	住民コード	61	分離短期譲渡特控前	121	分離長期譲渡特控額-手動計算フラグ
2	賦課年度	62	分離短期譲渡特控額	122	居住用損失額-手動計算フラグ
3	履歴番号	63	分離長期譲渡特控前	123	保険番号
4	統一コード	64	分離長期譲渡特控額	124	調定年度
5	納税通知書番号	65	分離長期居住特控前	125	期別
6	指定番号	66	分離短期譲渡所得	126	時効起算年月日
7	特徴個人番号	67	分離長期譲渡所得	127	時効予定年月日
8	調査区分	68	上場株式等配当	128	口座シーケンス連番
9	内部資料区分	69	上場株式等譲渡	129	金融機関本店コード
10	所得区分	70	未公開株式等譲渡	130	金融機関支店コード
11	徴収区分	71	先物取引	131	金融機関本店名
12	均等割非課税事由	72	軽減判定用所得	132	金融機関支店名
13	調査状況コード1	73	純損繰越控除	133	口座種類コード
14	調査状況コード2	74	雑損繰越控除	134	口座番号
15	調査状況コード3	75	上場株式等配当繰損額	135	口座名義人カナ
16	状況区分	76	上場株式等譲渡繰損額	136	口座名義人漢字
17	市-道民税-減免前-所得割	77	先物取引繰損額	137	口座名義人-外字フラグ
18	市-道民税-減免前-均等割	78	分離長期居住繰損額	138	口座登録年月日
19	市-道民税-減免前-合計額	79	居住用損失額	139	口座廃止年月日
20	市-道民税-減免後-減免フラグ	80	雑損控除	140	口座異動区分コード
21	市-道民税-減免後-所得割	81	医療費控除	141	異動日時
22	市-道民税-減免後-均等割	82	社会保険料控除	142	登録区コード
23	市-道民税-減免後-合計額	83	小規模共済控除	143	口座登録区分コード
24	青色専従者-配偶者	84	生命保険料控除	144	期別口座フラグ
25	青色専従者数	85	地震保険料控除	145	分割口座フラグ
26	白色専従者-配偶者	86	寡婦夫-寡婦特別控除	146	還付口座フラグ
27	白色専従者数	87	勤労学生-障害者控除	147	承継人還付口座フラグ
28	課税所得金額-課税	88	配偶者-特別控除	148	給付口座フラグ
29	仮判定用低1所得	89	扶養控除	149	重複口座フラグ
30	合計所得金額	90	基礎控除	150	依頼書名
31	課税保留区分	91	所得控除合計	151	依頼書区分コード
32	課税区分	92	特定支出控除額	152	依頼書登録年月日
33	控配区分	93	総合短期譲渡特控前	153	依頼書置換年月日
34	一般扶養数	94	総合長期譲渡特控前	154	口座用途区分コード
35	老人扶養数	95	雑所得計	155	口座開始年月
36	特定扶養数	96	専従分給与収入	156	口座停止開始年月
37	年少扶養数	97	条約適用利子等所得額	157	口座停止終了年月
38	普通障害数	98	条約適用配当等所得額	158	口座終了年月
39	特別障害数	99	更新年月日	159	口座登録日
40	旧ただし書所得	100	更新時刻	160	口座開始登録日
41	給与収入	101	更新回数	161	口座停止登録日
42	給与所得	102	新住民コード	162	口座終了登録日
43	給与収入-専従者除	103	賦課年度-和暦	163	口座終了登録区分コード
44	給与所得-専従者除	104	最新フラグ	164	希望徴収区分コード
45	営業等所得	105	バージョン	165	口座振替区分コード
46	農業所得	106	論理削除フラグ	166	賦課管理番号
47	不動産所得	107	登録ユーザID	167	納付通知書番号
48	利子所得	108	更新ユーザID	168	賦課区コード
49	配当所得-総合	109	登録日時	169	賦課額合計
50	土地等の事業-土地等雑所得	110	更新日時	170	本料収入額
51	年金収入	111	更新コンピュータID	171	延滞金収入額
52	年金所得	112	課税所得金額-課税-手動計算フラグ	172	決算時収入累計額
53	その他雑所得	113	仮判定用低1所得-手動計算フラグ	173	決算時賦課額
54	山林所得	114	旧ただし書所得-手動計算フラグ	174	滞繰調定額
55	専従者控除額	115	給与所得-手動計算フラグ	175	按分率-今回振替-全体分
56	退職所得-総合	116	給与所得-専従者除-手動計算フラグ	176	按分率-今回振替-退職分
57	一時所得2分の1前	117	年金所得-手動計算フラグ	177	按分率-不現住者-全体分
58	総合短期譲渡所得	118	軽減判定用所得-手動計算フラグ	178	按分率-不現住者-退職分
59	総合長期譲渡所得2分の1前	119	所得控除合計-手動計算フラグ	179	按分率-前回振替-全体分
60	総合譲渡一時計	120	分離短期譲渡特控額-手動計算フラグ	180	按分率-前回振替-退職分



< 賦課 >

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
181	不現住者フラグ	241	月割減額	301	年金保険者MT内容 - 氏名漢字
182	分割フラグ	242	特別軽減区分	302	年金保険者MT内容 - 郵便番号
183	公費負担フラグ	243	月別資格情報 - 1	303	年金保険者MT内容 - 住所カナ
184	医療分按分率 - 今回医療全体分	244	月別資格情報 - 2	304	年金保険者MT内容 - 住所漢字
185	医療分按分率 - 今回医療退職分	245	月別資格情報 - 3	305	年金保険者MT内容 - 金額1
186	医療分按分率 - 不現住医療全体分	246	月別資格情報 - 4	306	年金保険者MT内容 - 金額2
187	医療分按分率 - 不現住医療退職分	247	月別資格情報 - 5	307	年金保険者MT内容 - 金額3
188	介護分按分率 - 今回介護全体分	248	月別資格情報 - 6	308	年金保険者MT内容 - 特別徴収制度コード
189	介護分按分率 - 今回介護退職分	249	月別資格情報 - 7	309	年金保険者MT内容 - 後期移管コード
190	介護分按分率 - 不現住介護全体分	250	月別資格情報 - 8	310	生年月日
191	介護分按分率 - 不現住介護退職分	251	月別資格情報 - 9	311	生年月日 - 元号コード
192	介護分按分率 - 前回介護全体分	252	月別資格情報 - 10	312	名寄せ情報 - 継続区分
193	介護分按分率 - 前回介護退職分	253	月別資格情報 - 11	313	名寄せ情報 - 住民コード
194	支援金分按分率 - 今回支援金全体分	254	月別資格情報 - 12	314	名寄せ情報 - 賦課区コード
195	支援金分按分率 - 今回支援金退職分	255	賦課期日2	315	名寄せ情報 - 後期高齢被保険者番号
196	支援金分按分率 - 不現住支援金全体分	256	減額区分2	316	名寄せ情報 - 削除レコードフラグ
197	支援金分按分率 - 不現住支援金退職分	257	均等割軽減額2	317	共済情報 - 年金証書記号番号
198	不納欠損額合計	258	限度超過額2	318	介護情報 - 介護被保険者番号
199	期別賦課額	259	年保険料額2	319	介護情報 - 介護特徴額
200	延滞金賦課額	260	月数2	320	重複フラグ
201	不現住分賦課額	261	月割減額2	321	住所地特例通知状態
202	期別滞繰調定額	262	特別軽減区分2	322	住所地特例通知年月日
203	本料収入年月日	263	月別資格情報2 - 1	323	都道府県コード
204	本料領収年月日	264	月別資格情報2 - 2	324	市区町村コード
205	延滞金収入年月日	265	月別資格情報2 - 3	325	特別徴収義務者コード
206	延滞金領収年月日	266	月別資格情報2 - 4	326	作成年月日
207	納期限年月日	267	月別資格情報2 - 5	327	性別コード
208	納期変更月	268	月別資格情報2 - 6	328	氏名
209	収入回数	269	月別資格情報2 - 7	329	氏名漢字
210	明細番号	270	月別資格情報2 - 8	330	郵便番号
211	納付書公示フラグ	271	月別資格情報2 - 9	331	住所カナ
212	不納欠損時滞納理由コード	272	月別資格情報2 - 10	332	住所
213	滞直区分コード	273	月別資格情報2 - 11	333	金額1
214	督促区分コード	274	月別資格情報2 - 12	334	金額2
215	不納欠損区分コード	275	減免額	335	金額3
216	延滞金不納欠損区分コード	276	後期高齢者医療保険料	336	賦課側での付加情報 - 生年月日
217	延滞金区分コード	277	所得割軽減額	337	賦課側での付加情報 - 生年月日 - 元号コード
218	延滞金納付通知書発付年月日	278	所得割減額区分	338	名寄せ情報 - 連番
219	督促出力年月日	279	仮賦課額合計	339	年金証書記号番号
220	督促状連番	280	仮賦課額1	340	特別徴収制度コード
221	督促状抜取フラグ	281	仮賦課額2	341	後期移管コード
222	督促公示年月日	282	仮賦課額3	342	介護被保険者番号
223	不納欠損年月日	283	年金天引き予定回数	343	介護特徴額
224	延滞金不納欠損年月日	284	年金種類	344	切替年度
225	後期高齢被保険者番号	285	年金保険者名コード	345	切替月
226	捕捉年月	286	基礎年金番号	346	通知対象月1
227	特徴開始月	287	仮賦課随時処理年月日	347	年金保険者通知期限月日1
228	市区町村保険料	288	特別義務者コード	348	通知対象月2
229	賦課決定年月日	289	年金コード	349	年金保険者通知期限月日2
230	所得割率	290	連番	350	通知対象月3
231	賦課のもととなる所得金額	291	随時フラグ	351	年金保険者通知期限月日3
232	所得割額	292	年金保険者MT内容 - 都道府県コード	352	通知対象月4
233	均等割額	293	年金保険者MT内容 - 市町村コード	353	年金保険者通知期限月日4
234	算出額	294	年金保険者MT内容 - 特別徴収義務者コード	354	通知対象月5
235	賦課期日	295	年金保険者MT内容 - 作成年月日	355	年金保険者通知期限月日5
236	減額区分	296	年金保険者MT内容 - 基礎年金番号	356	通知対象月6
237	均等割軽減額	297	年金保険者MT内容 - 年金コード	357	年金保険者通知期限月日6
238	限度超過額	298	年金保険者MT内容 - 生年月日	358	通知対象月7
239	年保険料額	299	年金保険者MT内容 - 性別コード	359	年金保険者通知期限月日7
240	月数	300	年金保険者MT内容 - 氏名カナ	360	通知対象月8

< 賦課 >

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
361	年金保険者通知期限月日8	421	普徴 - 収入日1	481	支払回数割保険料額7
362	通知対象月9	422	普徴 - 領収日1	482	期割情報種別7
363	年金保険者通知期限月日9	423	普徴 - 欠損フラグ1	483	支払回数割保険料額8
364	通知対象月10	424	普徴 - 収納額2	484	期割情報種別8
365	年金保険者通知期限月日10	425	普徴 - 収入日2	485	支払回数割保険料額9
366	通知対象月11	426	普徴 - 領収日2	486	期割情報種別9
367	年金保険者通知期限月日11	427	普徴 - 欠損フラグ2	487	特別徴収通知書作成年月日
368	通知対象月12	428	普徴 - 収納額3	488	特別徴収依頼情報作成年月日
369	年金保険者通知期限月日12	429	普徴 - 収入日3	489	特別徴収停止事由
370	確定賦課処理年月日	430	普徴 - 領収日3	490	特別徴収停止通知書作成年月日
371	納期年月日1	431	普徴 - 欠損フラグ3	491	特別徴収停止依頼情報作成年月日
372	納期年月日2	432	普徴 - 収納額4	492	特別徴収停止年月
373	納期年月日3	433	普徴 - 収入日4	493	特徴不能受取年月日1
374	納期年月日4	434	普徴 - 領収日4	494	特徴不能受取年月日2
375	納期年月日5	435	普徴 - 欠損フラグ4	495	特徴不能受取年月日3
376	納期年月日6	436	普徴 - 収納額5	496	特徴不能受取年月日4
377	納期年月日7	437	普徴 - 収入日5	497	特徴不能受取年月日5
378	納期年月日8	438	普徴 - 領収日5	498	特徴不能受取年月日6
379	納期年月日9	439	普徴 - 欠損フラグ5	499	特徴不能処理年月日1
380	納期年月日10	440	普徴 - 収納額6	500	特徴不能処理年月日2
381	納期年月日11	441	普徴 - 収入日6	501	特徴不能処理年月日3
382	納期年月日12	442	普徴 - 領収日6	502	特徴不能処理年月日4
383	納期到来済判定日数	443	普徴 - 欠損フラグ6	503	特徴不能処理年月日5
384	発行連番	444	普徴 - 収納額7	504	特徴不能処理年月日6
385	通知書履歴事由区分	445	普徴 - 収入日7	505	特徴不能 - 事由コード1
386	発行年月日	446	普徴 - 領収日7	506	特徴不能 - 事由コード2
387	通知書履歴帳票区分	447	普徴 - 欠損フラグ7	507	特徴不能 - 事由コード3
388	通知書履歴種別区分	448	普徴 - 収納額8	508	特徴不能 - 事由コード4
389	通知書履歴発行区分	449	普徴 - 収入日8	509	特徴不能 - 事由コード5
390	通知書履歴出力区分	450	普徴 - 領収日8	510	特徴不能 - 事由コード6
391	賦課額	451	普徴 - 欠損フラグ8	511	特別徴収変更事由
392	旧ただし書き所得	452	普徴 - 収納額9	512	特別徴収変更依頼事由
393	世帯コード	453	普徴 - 収入日9	513	特徴依頼結果
394	順位	454	普徴 - 領収日9	514	特別徴収変更通知書作成年月日
395	続柄1	455	普徴 - 欠損フラグ9	515	特別徴収変更依頼情報作成年月日
396	続柄2	456	普徴 - 収納額10	516	特別徴収変更開始年月
397	続柄3	457	普徴 - 収入日10	517	普通徴収合計額
398	開始年月日	458	普徴 - 領収日10	518	納付書作成年月日
399	終了年月日	459	普徴 - 欠損フラグ10	519	普通徴収開始年月日
400	指定区分	460	普徴 - 収納額11	520	納期単位賦課額1
401	バッチ処理日	461	普徴 - 収入日11	521	納期1
402	決定年月日	462	普徴 - 領収日11	522	納期変更有無区分1
403	年度	463	普徴 - 欠損フラグ11	523	納期変更年月日1
404	確定賦課納付書発行年月日	464	普徴 - 収納額12	524	公示送達年月日1
405	確定年保険料限度額	465	普徴 - 収入日12	525	納期単位賦課額2
406	均等割軽減額 - 2割	466	普徴 - 領収日12	526	納期2
407	被保険者数に乗ずる金額 - 2割	467	普徴 - 欠損フラグ12	527	納期変更有無区分2
408	均等割軽減額 - 5割	468	特別徴収額合計	528	納期変更年月日2
409	被保険者数に乗ずる金額 - 5割	469	支払回数割保険料額1	529	公示送達年月日2
410	均等割軽減額 - 7割	470	期割情報種別1	530	納期単位賦課額3
411	均等割軽減額 - 9割	471	支払回数割保険料額2	531	納期3
412	均等割軽減額 - 被扶養者	472	期割情報種別2	532	納期変更有無区分3
413	変更前フラグ	473	支払回数割保険料額3	533	納期変更年月日3
414	特徴 - 収納額1	474	期割情報種別3	534	公示送達年月日3
415	特徴 - 収納額2	475	支払回数割保険料額4	535	納期単位賦課額4
416	特徴 - 収納額3	476	期割情報種別4	536	納期4
417	特徴 - 収納額4	477	支払回数割保険料額5	537	納期変更有無区分4
418	特徴 - 収納額5	478	期割情報種別5	538	納期変更年月日4
419	特徴 - 収納額6	479	支払回数割保険料額6	539	公示送達年月日4
420	普徴 - 収納額1	480	期割情報種別6	540	納期単位賦課額5

< 賦課 >

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
541	納期5	601	過年度賦課額合計	661	後期高齢者医療保険料 - 金額1
542	納期変更有無区分5	602	過々年度賦課額合計	662	後期高齢者医療保険料 - 金額2
543	納期変更年月日5	603	オンライン賦課更正状態遷移区分	663	札幌市付加情報 - 処理区分
544	公示送達年月日5	604	特徴依頼除外事由	664	札幌市付加情報 - 処理年月日
545	納期単位賦課額6	605	相当年度	665	札幌市付加情報 - 連番
546	納期6	606	処理済フラグ	666	名寄せ年度
547	納期変更有無区分6	607	保険料情報 - 相当年度	667	処理区分1
548	納期変更年月日6	608	保険料情報 - 被保険者番号	668	処理区分2
549	公示送達年月日6	609	保険料情報 - 賦課管理番号	669	処理区分3
550	納期単位賦課額7	610	市区町村別保険料 - 金額	670	処理区分4
551	納期7	611	賦課元所得金額 - 金額1	671	処理区分5
552	納期変更有無区分7	612	賦課元所得金額 - 金額2	672	処理区分6
553	納期変更年月日7	613	所得割額 - 金額1		
554	公示送達年月日7	614	所得割額 - 金額2		
555	納期単位賦課額8	615	均等割額 - 金額1		
556	納期8	616	均等割額 - 金額2		
557	納期変更有無区分8	617	算出額 - 金額1		
558	納期変更年月日8	618	算出額 - 金額2		
559	公示送達年月日8	619	算出額 - 賦課期日1		
560	納期単位賦課額9	620	算出額 - 賦課期日2		
561	納期9	621	算出額 - 減額区分1		
562	納期変更有無区分9	622	算出額 - 減額区分2		
563	納期変更年月日9	623	均等割軽減額 - 金額1		
564	公示送達年月日9	624	均等割軽減額 - 金額2		
565	納期単位賦課額10	625	限度超過額 - 金額1		
566	納期10	626	限度超過額 - 金額2		
567	納期変更有無区分10	627	年保険料額1 - 金額1		
568	納期変更年月日10	628	年保険料額1 - 月数1		
569	公示送達年月日10	629	年保険料額1 - 金額2		
570	納期単位賦課額11	630	年保険料額1 - 月数2		
571	納期11	631	年保険料額2 - 金額2		
572	納期変更有無区分11	632	年保険料額2 - 月数1		
573	納期変更年月日11	633	年保険料額2 - 月数2		
574	公示送達年月日11	634	月割減額1 - 金額1		
575	納期単位賦課額12	635	月割減額1 - 特別軽減区分1		
576	納期12	636	月割減額1 - 月別資格情報1		
577	納期変更有無区分12	637	月割減額1 - 賦課期日1		
578	納期変更年月日12	638	月割減額1 - 減額区分1		
579	公示送達年月日12	639	月割減額1 - 金額2		
580	初回賦課期日	640	月割減額1 - 特別軽減区分2		
581	賦課更正年月日	641	月割減額1 - 月別資格情報2		
582	賦課更正時分秒	642	月割減額1 - 賦課期日2		
583	賦課更正事由	643	月割減額1 - 減額区分2		
584	賦課異動回数	644	月割減額2 - 金額1		
585	賦課事由コード	645	月割減額2 - 金額2		
586	賦課事由	646	均等割軽減額2 - 金額1		
587	徴収方法	647	均等割軽減額2 - 金額2		
588	徴収区分変更年月日	648	限度超過額2 - 金額1		
589	徴収区分変更前徴収方法	649	限度超過額2 - 金額2		
590	市区町村別保険料	650	年保険料額2 - 金額1		
591	不均一賦課地区コード	651	月数 - 特別軽減区分1		
592	暫定確定賦課フラグ	652	月数 - 月別資格情報1		
593	申告区分	653	月数 - 特別軽減区分2		
594	通知書発送要否フラグ	654	月数 - 月別資格情報2		
595	資格取得年月日	655	減免額 - 金額1		
596	資格喪失年月日	656	減免額 - 金額2		
597	広域内転居取得年月日	657	所得割軽減額 - 金額1		
598	広域内転居喪失年月日	658	所得割軽減額 - 所得割減額区分1		
599	不現住年月日	659	所得割軽減額 - 金額2		
600	不現住賦課額	660	所得割軽減額 - 所得割減額区分2		

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	区コード	61	延滞金充当額累計	121	最終通知書出力フラグ
2	区連番	62	年当初延滞金過誤納額	122	振替口座連番
3	共通区分	63	月次充当フラグ	123	明細番号
4	利用者ID	64	通知書出力フラグ	124	振替年月
5	任意条件名	65	決算フラグ	125	振替日
6	シーケンスNO	66	返納状況区分コード	126	賦課額
7	左カッコ	67	充当状況区分コード	127	振替金額
8	種別コード	68	還付状況区分コード	128	振替方法区分コード
9	項目コード	69	送付状況区分コード	129	振替状態区分コード
10	符号	70	過誤納状況区分コード	130	振替不能理由コード
11	検索条件値	71	過誤納判明年月日	131	MT区分コード
12	右カッコ	72	収入明細 - 期別	132	振替回数
13	演算子	73	収入明細 - 明細番号	133	イベント日
14	分類コード	74	収入年月日	134	イベント区分コード
15	保険区分	75	領収年月日	135	連番
16	保険番号	76	OCRフラグ	136	充当額
17	住民コード	77	本料収入額	137	給付振込口座連番
18	日本人 - 外国人区分コード	78	延滞金収入額	138	使用年月日
19	氏名 - カナ	79	納付方法区分コード	139	公示送達番号
20	氏名	80	バッチ番号	140	公示送達作成処理年月日
21	氏名 - 外字フラグ	81	本料過誤納額	141	公示送達年月日
22	氏名 - アルファベット	82	延滞金過誤納額	142	金融機関本店コード
23	氏名 - 漢字併記名	83	処理連番	143	金融機関支店コード
24	氏名 - 漢字併記名 - 外字フラグ	84	処理連番取消区分	144	金融機関本店名
25	通称名 - カナ	85	支出区分コード	145	金融機関支店名
26	通称名	86	還付額	146	口座種類コード
27	通称名 - 外字フラグ	87	支払区分コード	147	口座番号
28	字名コード	88	還付処理日	148	口座名義人カナ
29	条	89	還付データ作成年月日	149	口座名義人漢字
30	丁目	90	還付時効フラグ	150	口座名義人 - 外字フラグ
31	番地	91	還付時効年月日	151	口座登録日
32	子番地	92	還付時効取消年月日	152	口座廃止日
33	室番地	93	起算開始年月日	153	口座異動区分コード
34	地番タイプ	94	加算開始年月日	154	異動日時
35	住所	95	加算終了年月日	155	登録区コード
36	住所 - 外字フラグ	96	控除開始年月日	156	口座登録区分コード
37	方書	97	控除終了年月日	157	期別口座フラグ
38	方書 - 外字フラグ	98	還付加算金額	158	分割口座フラグ
39	郵便番号	99	還付加算金照会フラグ	159	還付口座フラグ
40	電話番号	100	期別	160	承継人還付口座フラグ
41	相続放棄フラグ	101	還付状況対象分類区分コード	161	給付口座フラグ
42	相続放棄年月日	102	還付状況対象種別区分コード	162	重複口座フラグ
43	備考	103	還付状況対象区分コード	163	依頼書名
44	調定年度	104	金融機関コード	164	依頼書区分コード
45	賦課年度	105	支店コード	165	依頼書登録日
46	過誤納番号	106	報告書作成状況区分コード	166	依頼書置換日
47	履歴シーケンス連番	107	世帯数	167	リソース識別子
48	会計年度	108	件数	168	抽出業務日付
49	過誤納発生年月日	109	金額	169	抽出対象フラグ
50	納付通知書番号	110	修正日	170	口座開始年月
51	徴収方法区分コード	111	修正者	171	口座停止開始年月
52	会計区分コード	112	還付番号	172	口座停止終了年月
53	会計区分変更フラグ	113	口座シーケンス連番	173	口座終了年月
54	過誤納処理年月日	114	還付金額	174	口座開始登録日
55	過誤納修正年月日	115	還付支払日	175	口座停止登録日
56	過誤納区分コード	116	口座用途区分コード	176	口座終了登録日
57	賦課区コード	117	振込状態区分コード	177	口座終了登録区分コード
58	過誤納額本料累計	118	処理年月日	178	希望徴収区分コード
59	過誤納額延滞金累計	119	通知書送付年月日	179	口座振替区分コード
60	本料充当額累計	120	返戻年月日	180	口座振替状況対象分類区分コード

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
181	口座振替状況対象種別区分コード	241	変更前 - 金融機関コード - 本店コード	301	支援金分按分率 - 支援金退職分
182	口座振替状況対象区分コード	242	変更前 - 金融機関コード - 支店コード	302	猶予開始年月日
183	口座登録状況対象分類区分コード	243	変更前 - 金融機関名略称	303	猶予終了年月日
184	口座登録状況対象種別区分コード	244	変更前 - 支店名	304	猶予根拠区分コード
185	口座登録状況対象区分コード	245	変更前 - 口座種類コード	305	繰上徴収年月日
186	収入月報対象分類区分コード	246	変更前 - 口座番号	306	処分開始年月日
187	収入月報対象種別区分コード	247	変更前 - 口座登録区分コード	307	理由
188	収入月報シーケンス連番	248	通知1年	308	期別賦課額
189	収入月報年月日	249	通知1月	309	延滞金賦課額
190	延滞金件数	250	通知2年	310	不現住分賦課額
191	延滞金	251	通知2月	311	期別滞繰調定額
192	表題	252	期別開始年月	312	本料収入年月日
193	詳細	253	分割開始年月	313	本料領収年月日
194	翌月フラグ	254	振替不能金額	314	延滞金収入年月日
195	明細ソート区分コード	255	口座振替依頼額	315	延滞金領収年月日
196	処理区分コード	256	変更内容区分コード	316	納期変更月
197	決算時本料収入額	257	新規・変更・削除区分コード	317	納付書公示フラグ
198	過誤納額 - 本料	258	停止区分コード	318	不納欠損時滞納理由コード
199	過誤納額 - 延滞金	259	顛末通知コード	319	滞直区分コード
200	収納明細取消年月日	260	イベント処理ID	320	延滞金納付通知書発行年月日
201	総収入額	261	複数納通フラグ	321	督促出力年月日
202	賦課額合計	262	複数期フラグ	322	督促状連番
203	決算時収入累計額	263	イベント通知停止フラグ	323	督促状抜取フラグ
204	決算時賦課額	264	給付申請者	324	データ番号
205	滞繰調定額	265	給付申請者郵便番号	325	消込修正区分コード
206	按分率 - 今回振替 - 全体分	266	給付申請者住所	326	科目
207	按分率 - 今回振替 - 退職分	267	支給決定通知番号	327	本料
208	按分率 - 不現住者 - 全体分	268	給付費名称	328	合計収入額
209	按分率 - 不現住者 - 退職分	269	充当金額総額	329	消し込みエラーメッセージコード
210	按分率 - 前回振替 - 全体分	270	給付申請年月日	330	担当区コード
211	按分率 - 前回振替 - 退職分	271	給付支給決定年月日	331	重複保険番号
212	不現住者フラグ	272	通知年月日	332	充当先 - 調定年度
213	分割フラグ	273	給付金充当通知書出力年月日	333	充当先 - 賦課年度
214	公費負担フラグ	274	通知停止年月日	334	充当先 - 納付通知書番号
215	医療分按分率 - 今回医療全体分	275	通知停止更新担当者コード	335	充当先 - 期別
216	医療分按分率 - 今回医療退職分	276	収納異動区分コード	336	充当先 - 明細番号
217	医療分按分率 - 不現住医療全体分	277	収入額累計 - 本料収入	337	本料充当額
218	医療分按分率 - 不現住医療退職分	278	収入額累計 - 延滞金収入	338	延滞金充当額
219	介護分按分率 - 今回介護全体分	279	過不足本料	339	充当処理日
220	介護分按分率 - 今回介護退職分	280	過不足延滞金	340	充当取消年月日
221	介護分按分率 - 不現住介護全体分	281	本料収入	341	充当申出日
222	介護分按分率 - 不現住介護退職分	282	延滞金収入	342	充当元会計年度
223	介護分按分率 - 前回介護全体分	283	収入回数	343	充当先会計年度
224	介護分按分率 - 前回介護退職分	284	督促区分コード	344	充当内訳種別区分コード
225	支援金分按分率 - 今回支援金全体分	285	督促公示年月日	345	歳出 - 現年分本料件数
226	支援金分按分率 - 今回支援金退職分	286	不納欠損区分コード	346	歳出 - 現年分本料金額
227	支援金分按分率 - 不現住支援金全体分	287	延滞金不納欠損区分コード	347	歳出 - 滞納繰越分本料件数
228	支援金分按分率 - 不現住支援金退職分	288	不納欠損年月日	348	歳出 - 滞納繰越分本料金額
229	不納欠損額合計	289	延滞金不納欠損年月日	349	歳出 - 他区件数
230	資格区コード	290	延滞金区分コード	350	歳出 - 他区金額
231	処理区コード	291	納期限年月日	351	歳出 - 延滞金件数
232	地区コード	292	按分率 - 全体分	352	歳出 - 延滞金金額
233	強制指定区分コード	293	按分率 - 退職分	353	加算金 - 現年分本料件数
234	口座名義人	294	滞納担当者コード - 担当者コード	354	加算金 - 現年分本料金額
235	金融機関コード - 本店コード	295	滞納担当者コード - 強制指定区分コード	355	加算金 - 滞納繰越分本料件数
236	金融機関コード - 支店コード	296	医療給付金分按分率 - 医療全体分	356	加算金 - 滞納繰越分本料金額
237	金融機関名略称	297	医療給付金分按分率 - 医療退職分	357	加算金 - 他区件数
238	支店名	298	介護給付金分按分率 - 介護全体分	358	加算金 - 他区金額
239	変更前 - 口座名義人	299	介護給付金分按分率 - 介護退職分	359	加算金 - 延滞金件数
240	変更前 - 口座名義人 - 外字フラグ	300	支援金分按分率 - 支援金全体分	360	加算金 - 延滞金金額

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
361	充当元保険料 - 充当先保険料件数	421	退職 - 納期数	481	滞納理由2 - 全納期数
362	充当元保険料 - 充当先保険料金額	422	退職 - 不納欠損処分額	482	滞納理由2 - 調定額
363	充当元保険料 - 充当先延滞金件数	423	全体 - 世帯数	483	滞納理由3 - 全世帯数
364	充当元保険料 - 充当先延滞金金額	424	全体 - 納期数	484	滞納理由3 - 全納期数
365	充当元延滞金 - 充当先保険料件数	425	全体 - 不納欠損処分額	485	滞納理由3 - 調定額
366	充当元延滞金 - 充当先保険料金額	426	時効 - 合計世帯数	486	滞納理由4 - 全世帯数
367	充当元延滞金 - 充当先延滞金件数	427	時効 - 合計納期数	487	滞納理由4 - 全納期数
368	充当元延滞金 - 充当先延滞金金額	428	時効 - 合計不納欠損処分額	488	滞納理由4 - 調定額
369	按分種別コード	429	即時消滅 - 合計世帯数	489	滞納理由5 - 全世帯数
370	過誤納発生額 - 保険料件数	430	即時消滅 - 合計納期数	490	滞納理由5 - 全納期数
371	過誤納発生額 - 保険料金額	431	即時消滅 - 合計不納欠損処分額	491	滞納理由5 - 調定額
372	過誤納発生額 - 延滞金件数	432	処分停止 - 合計世帯数	492	滞納理由1 - 世帯数
373	過誤納発生額 - 延滞金金額	433	処分停止 - 合計納期数	493	滞納理由1 - 納期数
374	過誤納発生額 - 加算金件数	434	処分停止 - 合計不納欠損処分額	494	滞納理由1 - 不納欠損処分額
375	過誤納発生額 - 加算金金額	435	合計 - 合計世帯数	495	滞納理由2 - 世帯数
376	充当額 - 保険料件数	436	合計 - 合計納期数	496	滞納理由2 - 納期数
377	充当額 - 保険料金額	437	合計 - 合計不納欠損処分額	497	滞納理由2 - 不納欠損処分額
378	充当額 - 延滞金件数	438	時効 - 全世帯数	498	滞納理由3 - 世帯数
379	充当額 - 延滞金金額	439	時効 - 全納期数	499	滞納理由3 - 納期数
380	充当額 - 加算金件数	440	時効 - 調定額	500	滞納理由5 - 不納欠損処分額
381	充当額 - 加算金金額	441	即時消滅 - 全世帯数	501	滞納理由4 - 世帯数
382	還付額 - 保険料件数	442	即時消滅 - 全納期数	502	滞納理由4 - 納期数
383	還付額 - 保険料金額	443	即時消滅 - 調定額	503	滞納理由4 - 不納欠損処分額
384	還付額 - 延滞金件数	444	処分停止 - 全世帯数	504	滞納理由5 - 世帯数
385	還付額 - 延滞金金額	445	処分停止 - 全納期数	505	滞納理由5 - 納期数
386	還付額 - 加算金件数	446	処分停止 - 調定額	506	滞納理由5 - 不納欠損処分額
387	還付額 - 加算金金額	447	合計 - 全世帯数	507	特別徴収義務者コード
388	集計対象月	448	合計 - 全納期数	508	年金種別コード
389	決算区分コード	449	合計 - 調定額	509	最新賦課情報 - 賦課額合計
390	調定額 - 納期数	450	時効 - 世帯数	510	最新賦課情報 - 賦課更正年月日
391	調定額 - 世帯数	451	時効 - 納期数	511	最新賦課情報 - 賦課更正事由コード
392	調定額 - 金額	452	時効 - 不納欠損処分額	512	収入額合計 - 本料収入
393	居所不明額 - 納期数	453	即時消滅 - 世帯数	513	督促状作成ID
394	居所不明額 - 世帯数	454	即時消滅 - 納期数	514	作成時点印字年月日
395	居所不明額 - 金額	455	即時消滅 - 不納欠損処分額	515	会計収入年月日
396	収納額 - 納期数	456	処分停止 - 世帯数	516	督促状作成処理年月日
397	収納額 - 世帯数	457	処分停止 - 納期数	517	発送年月日
398	収納額 - 金額	458	処分停止 - 不納欠損処分額	518	指定納期限年月日
399	一般 - 合計世帯数	459	合計 - 世帯数	519	期別区分コード
400	一般 - 合計納期数	460	合計 - 納期数	520	納期数
401	一般 - 合計不納欠損処分額	461	合計 - 不納欠損処分額	521	不納欠損理由コード
402	退職 - 合計世帯数	462	滞納理由1 - 合計世帯数	522	分割納付約束連番
403	退職 - 合計納期数	463	滞納理由1 - 合計納期数	523	分割内容 - 回数
404	退職 - 合計不納欠損処分額	464	滞納理由1 - 合計不納欠損処分額	524	登録年月日
405	全体 - 合計世帯数	465	滞納理由2 - 合計世帯数	525	特徴収納 - 期別
406	全体 - 合計納期数	466	滞納理由2 - 合計納期数	526	返納対象額
407	全体 - 合計不納欠損処分額	467	滞納理由2 - 合計不納欠損処分額	527	返納処理日
408	一般 - 全世帯数	468	滞納理由3 - 合計世帯数	528	イベント担当区分コード
409	一般 - 全納期数	469	滞納理由3 - 合計納期数	529	イベント連番
410	一般 - 調定額	470	滞納理由3 - 合計不納欠損処分額	530	業務日
411	退職 - 全世帯数	471	滞納理由4 - 合計世帯数	531	顛末内容コード
412	退職 - 全納期数	472	滞納理由4 - 合計納期数	532	顛末詳細コード
413	退職 - 調定額	473	滞納理由4 - 合計不納欠損処分額	533	対応者ID
414	全体 - 全世帯数	474	滞納理由5 - 合計世帯数	534	見解記入者課長ID
415	全体 - 全納期数	475	滞納理由5 - 合計納期数	535	見解記入者係長ID
416	全体 - 調定額	476	滞納理由5 - 合計不納欠損処分額	536	イベント異動対象区分コード
417	一般 - 世帯数	477	滞納理由1 - 全世帯数	537	イベント異動内容区分コード
418	一般 - 納期数	478	滞納理由1 - 全納期数	538	異動内容1
419	一般 - 不納欠損処分額	479	滞納理由1 - 調定額	539	異動内容2
420	退職 - 世帯数	480	滞納理由2 - 全世帯数	540	異動内容3

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
541	次回予定日	601	介護一般分-居所不明額	661	問合せ先区分
542	集金予定日	602	介護一般分-還付未済額	662	送り元
543	再振替日	603	介護退職分-賦課額	663	発送済フラグ
544	新地区コード	604	介護退職分-収納額	664	証世帯集計区分コード
545	新強制指定区分コード	605	介護退職分-居所不明額	665	世帯賦課額
546	給付支給決定日	606	介護退職分-還付未済額	666	世帯収納額
547	支給決定通知書番号	607	支援金一般分-賦課額	667	生活状況番号
548	処理日	608	支援金一般分-収納額	668	給料月額
549	確認日	609	支援金一般分-居所不明額	669	給料支給日
550	催告文書識別区分コード	610	支援金一般分-還付未済額	670	給料締日
551	催告共通区分	611	支援金退職分-賦課額	671	賞与 - 夏
552	催告作業グループ連番	612	支援金退職分-収納額	672	賞与 - 夏支給月
553	催告状態区分	613	支援金退職分-居所不明額	673	賞与 - 冬
554	更新年月日	614	支援金退職分-還付未済額	674	賞与 - 冬支給月
555	更新利用者ID	615	年度	675	職業コード
556	催告明細連番	616	対象年月	676	厚生年金受給額
557	催告選択フラグ	617	収納状況区分	677	国民年金受給額
558	催告地区連番	618	月次区分	678	その他年金受給額
559	減免状態区分コード	619	帳票出力単位区分	679	その他年金名称
560	未反映収納分領収年月日	620	帳票タイトル種類	680	持家区分コード
561	承認文件番号	621	タイトル種類	681	持家区分 - その他
562	不納欠損年度	622	集計区分	682	削除年月日
563	延滞金請求額	623	分割約束世帯数	683	緊急連絡先住所
564	延滞金収納額	624	普通証世帯数	684	緊急連絡先氏名
565	延滞金残額	625	短期証世帯数	685	緊急連絡先の関係
566	延滞金収入日	626	資格証世帯数	686	緊急連絡先電話番号
567	延滞金領収日	627	軽減区分1世帯数	687	給料支払方法
568	関連保険番号	628	軽減区分2世帯数	688	給料週払い締曜日
569	滞納者との関係	629	軽減区分3世帯数	689	給料週払い支給曜日
570	年月	630	軽減区分4世帯数	690	給与収入-賞与(夏)有無区分
571	納付書区分コード	631	現年度 - 賦課額	691	給与収入-賞与(冬)有無区分
572	加入区分コード	632	現年度 - 不現住調定額	692	年金収入-年金計
573	会計処理日	633	現年度 - 収納額	693	住宅費-住宅ローン有無
574	会計収入日	634	滞繰 - 賦課額	694	住宅費-借家家賃
575	完納世帯数	635	滞繰 - 不現住調定額	695	更新日
576	滞納世帯数	636	滞繰 - 収納額	696	雇用保険金額
577	賦課件数	637	現在証有効期限	697	仕送り金額
578	収納件数	638	証交付業務区分コード	698	仕送り元名
579	収納額	639	証交付業務区分コード - 初期値	699	その他収入名称
580	業務年月	640	証交付状態区分コード	700	その他収入金額
581	内容 - 調査コード	641	次回証区分コード	701	仕送り元続柄
582	詳細 - 調査コード	642	次回証区分コード - 当日変更前	702	雇用保険受給期間 - 自
583	履歴連番	643	期間	703	雇用保険受給期間 - 至
584	現在証区分コード	644	期間 - 当日変更前	704	その他収入計
585	有効期限	645	証発行日-当日変更前	705	住宅ローン金額
586	交付年月日	646	自動変更不可フラグ	706	住宅ローン残額
587	有効証区分コード	647	顛末連番 - 弁明通知	707	住宅ローン完済予定年月
588	証発行日	648	顛末連番 - 証返還命令	708	自動車ローン金額
589	窓口交付区分コード	649	顛末連番 - 窓口交付通知	709	自動車ローン残額
590	窓口交付年月日	650	顛末連番 - 証交付作業	710	自動車ローン完済予定年月
591	医療一般分-賦課額	651	顛末連番 - 窓口留保終了	711	クレジット金額
592	医療一般分-収納額	652	証更新日	712	クレジット残額
593	医療一般分-居所不明額	653	起案作業区分コード	713	クレジット完済予定年月
594	医療一般分-還付未済額	654	文件番号印字有無フラグ	714	消費者金融金額
595	医療退職分-賦課額	655	文件番号区	715	消費者金融残額
596	医療退職分-収納額	656	文件番号	716	消費者金融完済予定年月
597	医療退職分-居所不明額	657	起案日	717	その他ローン名称
598	医療退職分-還付未済額	658	発送日	718	その他ローン金額
599	介護一般分-賦課額	659	提出・返還期限	719	その他ローン残額
600	介護一般分-収納額	660	提出・返還先	720	その他ローン完済予定年月

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
721	ローン金額合計	781	滞納地区コード-強制指定区分	841	係長ID
722	クレジット利用目的	782	帳票単位	842	係長見解登録日
723	消費者金融利用目的	783	差押等額 - 件数	843	顛末通知連番
724	ローン残額合計	784	差押等額 - 金額	844	納通番号
725	続柄	785	取立額 - 件数	845	複数期有フラグ
726	収入	786	取立額 - 金額	846	複数納通有フラグ
727	勤務先・学校等	787	滞納年月	847	付箋連番
728	勤務先名称	788	滞納世帯	848	付箋分類コード
729	勤務先郵便番号	789	滞納金額	849	付箋設定年月日
730	勤務先住所	790	収納 - 集金	850	付箋略記
731	勤務先電話番号	791	収納 - 内勤	851	分割納付約束年月日
732	取引先銀行コード1	792	収納 - 自主	852	分割納付区分コード
733	取引先支店コード1	793	収納 - 口座	853	分割回数
734	取引先銀行名称1	794	収納 - 約束	854	納付開始年月日
735	取引先支店名称1	795	その他収入額	855	分割納付約束変更年月日
736	預貯金額1	796	開始住所-区コード	856	分割約束中止年月日
737	預貯種目1	797	開始住所-字コード	857	誓約日変更有無
738	取引先銀行コード2	798	開始住所-条	858	他年度指定有無
739	取引先支店コード2	799	開始住所-丁目	859	次回相談期日
740	取引先銀行名称2	800	適用開始年月日	860	処分番号
741	取引先支店名称2	801	異動区分コード	861	納付誓約区分
742	預貯金額2	802	変更前開始住所-区コード	862	全世帯数
743	預貯種目2	803	変更前開始住所-字コード	863	全世帯賦課額
744	食費	804	変更前開始住所-条	864	分割世帯数
745	水道代	805	変更前開始住所-丁目	865	分割世帯賦課額
746	電気代	806	変更前地区コード	866	分割世帯約束額
747	ガス代	807	退職区分コード	867	今月納期世帯数
748	灯油代	808	居所不明額	868	今月納期金額
749	生活費計	809	滞納額	869	今月收入世帯数
750	通信費	810	目標収納率	870	今月收入金額
751	その他金額	811	目標収納額	871	納期到来世帯数
752	生命保険種類	812	必要金額	872	納期到来金額
753	生命保険名称	813	過年度情報有無	873	収入累計世帯数
754	生命保険金額	814	分割納付有無	874	収入累計金額
755	生命保険入院給付有無区分	815	軽減有無	875	不履行世帯数
756	生保個人年金計	816	顛末連番	876	分割世帯収納額
757	サービス員対象除外フラグ	817	業務時間	877	分割世帯約束対象額
758	除外フラグ設定日	818	対応者	878	分割内容 - 分割金額
759	年金受給時普通徴収継続希望フラグ	819	対応者所属区コード	879	分割約束納付期限
760	集金希望日	820	徴収有無コード	880	分割対象額
761	集金年月日更新日	821	滞納理由コード	881	分割約束時賦課額
762	集金年月日希望曜日	822	後日口座有無	882	時効中断有無
763	集金年月日希望時間	823	顛末	883	他年度 - 調定年度
764	集金先住所	824	減免予定年月	884	他年度 - 賦課年度
765	集金先住所更新日	825	減免取消フラグ	885	他年度 - 分割納付約束連番
766	集金先電話番号	826	減免申請年月日	886	発付停止種別区分
767	集金先電話番号更新日	827	予定対応済フラグ	887	発付停止事由
768	集金先備考	828	予定単位コード	888	テーブル番号
769	集金対象設定日	829	予定年月日	889	テーブルID
770	滞納整理方針	830	予定時間	890	処理フラグ
771	滞納整理方針日	831	予定内容コード	891	処理順
772	滞納整理方針時間	832	編集許可フラグ	892	CSV名称
773	滞納整理方針印字フラグ	833	滞納理由グループコード	893	退避用テーブルID
774	折衝方針	834	登録日時_業務	894	項目番号
775	折衝方針日	835	顛末画像連番	895	データ型
776	折衝方針時間	836	画像ファイル名	896	桁数
777	折衝方針印字フラグ	837	課長見解	897	必須
778	最優先連絡先	838	課長ID	898	上限
779	滞納状態区分	839	課長見解登録日	899	下限
780	滞納地区コード	840	係長見解	900	関連項目



<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
901	関連記号	961	申立人住所	1021	無体財産順位
902	関連テーブルID	962	代理店名	1022	帳票用 - 登記・登録嘱託文章
903	コード	963	登録番号	1023	直近の支給額
904	U18サイン	964	受付年月日	1024	支払日等
905	集金	965	処分種別	1025	振込口座
906	自主納付不能	966	財産大分類コード	1026	建物の所在
907	賦課軽減不能	967	財産中分類コード	1027	建物の地番
908	口座不能	968	財産小分類コード	1028	主体構造コード
909	文書催告対象	969	延滞金計算有無	1029	主体構造名称
910	付箋対象	970	延滞金計算基準年月日	1030	屋根構造コード
911	強制指定対象	971	差押年月日	1031	屋根構造名称
912	短期対象	972	差押理由コード	1032	地下階付
913	短期窓口対象	973	差押解除区分	1033	階建
914	資格対象	974	差押解除年月日	1034	建物の名称
915	滞納処分対象	975	差押解除理由コード	1035	家屋番号
916	全員喪失	976	差押解除取消理由詳細	1036	建物種類コード
917	約束	977	同日解除予定フラグ	1037	建物種類名称
918	約束口座	978	みなし交付要求フラグ	1038	土地の符号
919	証保留	979	交付要求同時解除フラグ	1039	所在
920	対象差押財産番号	980	執行官宛先 - 郵便番号	1040	地番
921	決裁区分	981	執行官宛先 - 住所	1041	地目コード
922	印刷済フラグ	982	執行官宛先 - 方書	1042	地目名称
923	求意見・強制執行区分	983	先行差押年月日	1043	地積
924	執行機関 - 滞納宛名コード	984	先行解除・取消年月日	1044	敷地権種類名称
925	事件名 - 年	985	備考印字フラグ	1045	敷地権割合 - 分子
926	事件名 - 記号	986	電子公印印字有無	1046	敷地権割合 - 分母
927	事件名 - 番号	987	解除用 - 備考	1047	階数
928	事件名 - 区分	988	解除用 - 起案年月日	1048	床面積
929	執行官区分	989	解除用 - 発行年月日	1049	保険種類名称
930	執行官等氏名	990	解除用 - 文書番号	1050	保険証番号
931	求意見・続行決定年月日	991	解除理由印字フラグ	1051	解約返戻金
932	文言・備考	992	解除備考印字フラグ	1052	貸付金
933	起案年月日	993	交付解除用 - 備考	1053	介入権有無
934	発行年月日	994	交付解除用 - 起案年月日	1054	専有部分連番
935	文書番号	995	交付解除用 - 発行年月日	1055	附属建物連番
936	権利者 - 滞納宛名コード	996	交付解除用 - 文書番号	1056	銀行口座種別
937	繰上納期限	997	交付解除理由印字フラグ	1057	銀行口座番号
938	時刻指定有無	998	交付解除備考印字フラグ	1058	銀行残高
939	指定時刻	999	破産手続開始年月日	1059	銀行貸付金
940	納付場所	1000	第三決議フラグ	1060	銀行口座住所
941	繰上徴収該当事項コード	1001	第三債務者差押年月日印字フラグ	1061	表示順
942	登録担当者コード	1002	交付解除年月日	1062	財産名称
943	更新担当者コード	1003	交付解除理由コード	1063	嘱託先 - 滞納宛名コード
944	権利者・共同担保番号	1004	交付解除取消理由詳細	1064	第三債務者 - 滞納宛名コード
945	権利者・共同担保区分	1005	登記完了証交付区分	1065	第三債務者 - 名称
946	権利種別	1006	公売予定年月日	1066	第三債務者 - 所属名称
947	権利設定区分	1007	公売通知年月日	1067	回答年月日
948	滞納宛名コード	1008	公売年月日	1068	履行期限
949	担保権設定有無	1009	関連用処分番号	1069	帳票用 - 文言
950	金融公庫フラグ	1010	操作者 - 滞納宛名コード	1070	帳票用 - 目録
951	債権額	1011	売却財産種別	1071	一覧非表示フラグ
952	極度額	1012	請求内訳種別	1072	差押フラグ
953	共同担保目録 - 記号	1013	配当期日	1073	参加差押フラグ
954	共同担保目録 - 番号	1014	延滞金額計算日出力有無	1074	交付要求フラグ
955	取消年月日	1015	債務順位	1075	権利者設定フラグ
956	権利者取消理由区分	1016	口座管理機関 - 滞納宛名コード	1076	持分割合 - 分子
957	権利者共通番号	1017	発行者 - 滞納宛名コード	1077	持分割合 - 分母
958	財産番号	1018	所有者 - 滞納宛名・保険番号	1078	共有者取消理由区分
959	権利順位	1019	所有者参照先区分	1079	決議書出力年月日
960	申立人氏名	1020	財産登録番号	1080	執行停止年月日

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1081	執行停止理由コード	1141	調査年月日	1201	差押同時解除フラグ
1082	通知書出力有無	1142	特記事項 - 好転の見込み有無	1202	通知書番号
1083	同条第5項該当フラグ	1143	特記事項 - 年号コード	1203	期別枝番
1084	事業倒産フラグ	1144	特記事項 - 年	1204	課税年度
1085	執行停止取消理由コード	1145	特記事項 - 備考1コード	1205	事業年度 - 開始年月日
1086	執行停止取消理由詳細	1146	特記事項 - 備考2コード	1206	事業年度 - 終了年月日
1087	指定納付年月日	1147	特記事項 - 備考3コード	1207	科目コード
1088	取消 - 文書番号	1148	特記事項 - 備考4コード	1208	充当金額 - 税額
1089	取消 - 起案年月日	1149	特記事項 - 備考5コード	1209	充当金額 - 延滞金
1090	取消理由印字フラグ	1150	特記事項 - 備考6コード	1210	充当金額 - 滞納処分費
1091	続柄名称	1151	特記事項 - 備考7コード	1211	滞納明細 - 延滞金
1092	職業・勤務先	1152	特記事項 - 備考	1212	搜索実施予定年月日
1093	月収	1153	所在等調査 - 催告書返戻フラグ	1213	搜索状態区分
1094	執行停止処理区分	1154	所在等調査 - 調査先1	1214	搜索実施年月日
1095	財産状況フラグ - 不動産 - 土地	1155	所在等調査 - 調査先1所在不明フラグ	1215	差押財産有無
1096	財産状況フラグ - 不動産 - 家屋	1156	所在等調査 - 調査先1転居不明フラグ	1216	処分発行区分
1097	財産状況フラグ - 不動産 - なし	1157	所在等調査 - 調査先2	1217	確定延滞金利用有無
1098	財産状況フラグ - 不動産 - 財産価値なし	1158	所在等調査 - 調査先2所在不明フラグ	1218	繰上差押有無
1099	財産状況フラグ - 不動産 - 私債権等に劣後	1159	所在等調査 - 調査先2転居不明フラグ	1219	繰上未到来有無
1100	財産状況フラグ - 不動産 - その他	1160	所在等調査 - 調査先3	1220	削除フラグ
1101	財産状況フラグ - 債権 - 家賃・地代	1161	所在等調査 - 調査先3所在不明フラグ	1221	発生年月日
1102	財産状況フラグ - 債権 - 預貯金	1162	所在等調査 - 調査先3転居不明フラグ	1222	滞納処分費名称
1103	財産状況フラグ - 債権 - 給与・年金	1163	所在等調査 - 調査先4	1223	内訳等
1104	財産状況フラグ - 債権 - その他	1164	所在等調査 - 調査先4所在不明フラグ	1224	支払先
1105	財産状況フラグ - 債権 - なし	1165	所在等調査 - 調査先4転居不明フラグ	1225	処分概要
1106	財産状況フラグ - 債権 - 優先債権有	1166	所在等調査 - 住基 - 台帳有無	1226	金額欄備考
1107	財産状況フラグ - 債権 - 反対債権有	1167	所在等調査 - 住基 - 職権消除年月日	1227	滞納処分費
1108	財産状況フラグ - 債権 - 差押禁止額以下	1168	所在等調査 - 住基 - 本籍地	1228	税額
1109	財産状況フラグ - 債権 - 生活を著しく窮迫	1169	所在等調査 - 住基 - 筆頭者	1229	充当順位
1110	財産状況フラグ - 債権 - 少額の為	1170	所在等調査 - 住基 - 転出予定地区区分	1230	法定納期限等
1111	財産状況フラグ - 債権 - 理由他	1171	所在等調査 - 市外 - 調査不明区分	1231	時効完成・消滅年月日
1112	財産状況フラグ - その他 - なし	1172	所在等調査 - 代表者等住所	1232	通知フラグ
1113	財産状況 - 備考	1173	所在等調査 - 代表者等氏名	1233	即時フラグ
1114	市民税 - 現年 - 番号有無	1174	所在等調査 - 代表者等関係	1234	債権申立フラグ
1115	市民税 - 現年 - 基本カード番号	1175	所在等調査 - 事業再開意志有無	1235	欠損確定フラグ
1116	市民税 - 現年 - 転居先の記録有無	1176	所在等調査 - 代表者等不明フラグ	1236	課税区コード
1117	市民税 - 現年 - 転居先	1177	所在等調査 - 法人備考	1237	滞納繰越額
1118	市民税 - 課税年度 - 通知書郵送有無	1178	市民税関係 - 現年度申告書有無	1238	繰越時収納額
1119	市民税 - 課税年度 - 通知書公示有無	1179	市民税関係 - 休業届有無	1239	不納欠損額
1120	市民税 - 課税年度 - 転居先の記録有無	1180	納期限	1240	減免前確定延滞金
1121	市民税 - 課税年度 - 転居先	1181	補正後 - 宛名氏名	1241	確定延滞金
1122	市民税 - 勤務先 - 記載有無	1182	補正後 - 郵便番号	1242	延滞金不納欠損額
1123	市民税 - 勤務先 - 名称	1183	補正後 - 住所	1243	延滞金確定フラグ
1124	市民税 - 財産調査 - 不動産フラグ	1184	補正後 - 方書	1244	法定納期限
1125	市民税 - 財産調査 - 債権フラグ	1185	承継人フラグ	1245	バーコード出力回数
1126	市民税 - 財産調査 - その他フラグ	1186	充当連番	1246	督促区分
1127	市民税 - 財産調査 - なしフラグ	1187	領収書パンチ年月日	1247	督促発付年月日
1128	市民税 - 財産調査 - 不明フラグ	1188	配当受入金額	1248	催告回数
1129	市民税 - 財産調査 - 備考	1189	滞納明細 - 確定延滞金有無	1249	最終催告書発行年月日
1130	国税徴収法第76条第1項第4号の金額	1190	滞納明細 - 延滞金計算有無	1250	最終催告書文書番号
1131	家族構成等月収合計	1191	滞納明細 - 延滞金計算基準年月日	1251	差押予告指定納期限
1132	事業状況 - 事業の概要	1192	滞納明細 - 自動充当優先区分	1252	更正事由
1133	現況・倒産等 - 年月日	1193	充当年月日	1253	更正年月日
1134	現況・倒産等 - 倒産状況等コード	1194	通知書備考	1254	最終収納年月日
1135	現況・倒産等 - その他	1195	付属書備考	1255	時効完成予定起算日
1136	倒産状況等 - 清算人	1196	充当後 - 納期未到来有無	1256	時効完成予定年月日
1137	倒産状況等 - 事業再開見込み有無	1197	充当後 - 確定延滞金有無	1257	延滞金時効完成予定起算日
1138	倒産状況等 - 備考	1198	充当後 - 延滞金計算基準年月日	1258	延滞金時効完成予定年月日
1139	確認事項 - 第二次納税義務者有無	1199	交付期日	1259	収納連携年月日
1140	確認事項 - 代表者代納意志有無	1200	交付場所	1260	更正フラグ

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1261	免除フラグ	1321	担保用 - 発行年月日	1381	介護・保護区分
1262	分納フラグ	1322	期間延長用 - 文書番号	1382	今回・前回区分
1263	受託フラグ	1323	期間延長用 - 起案年月日	1383	相当年度
1264	徴収猶予フラグ	1324	期間延長用 - 発行年月日	1384	賦課管理番号
1265	換価猶予フラグ	1325	取消用 - 文書番号	1385	期別番号
1266	繰上徴収フラグ	1326	取消用 - 起案年月日	1386	異動年月日
1267	執行停止フラグ	1327	取消用 - 発行年月日	1387	作成日時
1268	猶予処理区分	1328	配当連番	1388	広域用情報区分
1269	申請 - 決裁区分	1329	換価年月日	1389	集計年度
1270	申請 - 印刷済フラグ	1330	滞納処分費 - 法定納期限等	1390	広域用納入方法コード
1271	申請 - 申請年月日	1331	滞納処分費 - 滞納額	1391	広域用還付充当区分
1272	申請 - 申請期間開始年月日	1332	滞納処分費 - 配当順位	1392	収納年月日
1273	申請 - 申請期間終了年月日	1333	滞納処分費 - 配当金額	1393	保険料収納済額
1274	申請 - 承認・却下区分	1334	滞納処分費 - 備考	1394	広域用滞納状態コード
1275	申請 - 決定年月日	1335	滞納明細 - 差押同日フラグ	1395	督促状発行年月日
1276	申請 - 決定期間開始年月日	1336	滞納明細 - 配当順位	1396	催告書発行年月日
1277	申請 - 決定期間終了年月日	1337	滞納明細 - 備考	1397	広域用不納欠損事由コード
1278	申請 - 猶予該当条項区分	1338	残余金 - 交付先	1398	連携年月日
1279	申請 - 延滞金免除区分	1339	換価代金交付 - 納入期日	1399	相殺フラグ
1280	申請 - 却下理由詳細	1340	換価代金交付 - 納入場所	1400	登録区
1281	申請 - 備考	1341	条項	1401	登録係
1282	担保提供処理区分	1342	延滞金計算日印字有無	1402	郵送先グループID
1283	担保提供年月日	1343	税目等コード	1403	施設コード1
1284	猶予原因年月日	1344	配当順位	1404	施設コード2
1285	担保抵当権設定年月日	1345	配当額	1405	施設コード3
1286	担保提供者 - 氏名	1346	通知書対象フラグ	1406	不現住調定額-全体分
1287	担保提供者 - 郵便番号	1347	売却・取立額	1407	不現住調定額-全体分-退職分
1288	担保提供者 - 住所	1348	公売管理番号	1408	不現住医療全体分
1289	担保提供者 - 方書	1349	配当計算書用財産名	1409	不現住医療退職分
1290	担保解除 - 決裁区分	1350	配当金額 - 税額	1410	不現住介護2号全体分
1291	担保解除 - 印刷済フラグ	1351	配当金額 - 延滞金	1411	不現住介護2号退職分
1292	担保解除 - 宛名氏名	1352	名義人印字区分	1412	不現住支援金全体分
1293	担保解除 - 郵便番号	1353	登録名義人区分	1413	不現住支援金退職分
1294	担保解除 - 住所	1354	変更理由1コード	1414	確定日時
1295	担保解除 - 方書	1355	変更理由2コード	1415	未納額
1296	担保解除 - 承継人フラグ	1356	登記の目的	1416	未折衝額
1297	担保解除年月日	1357	住所原因コード	1417	約束済額
1298	担保解除理由詳細	1358	住所原因詳細	1418	普通証教
1299	担保備考	1359	住所原因年月日	1419	短期証教
1300	期間延長 - 決裁区分	1360	氏名原因コード	1420	資格証教
1301	期間延長 - 印刷済フラグ	1361	氏名原因詳細	1421	画面ID
1302	期間延長 - 申請年月日	1362	氏名原因年月日	1422	賦課区コード-現年
1303	期間延長 - 申請期間開始年月日	1363	変更前住所	1423	区・字名コード
1304	期間延長 - 申請期間終了年月日	1364	変更前氏名	1424	地番コード-地番タイプ
1305	期間延長 - 承認・却下区分	1365	被保険者番号	1425	住所 - 漢字
1306	期間延長 - 決定年月日	1366	保護区コード	1426	方書 - 漢字
1307	期間延長 - 決定期間開始年月日	1367	保護種別コード	1427	住所指定サイン
1308	期間延長 - 決定期間終了年月日	1368	受領委任開始年月	1428	世帯主 - 氏名 - 漢字
1309	期間延長 - 猶予該当条項区分	1369	受領委任終了年月	1429	世帯主 - 氏名 - カナ
1310	期間延長 - 延滞金免除区分	1370	受領委任終了事由コード	1430	地区コード-地区/強制指定区分
1311	期間延長 - 却下理由詳細	1371	配信区コード	1431	連絡先1 - 名称
1312	期間延長 - 備考	1372	カナ氏名	1432	連絡先1 - 電話番号
1313	猶予取消該当条項区分	1373	生年月日-元号コード	1433	連絡先2 - 名称
1314	猶予取消理由詳細	1374	生年月日	1434	連絡先2 - 電話番号
1315	弁明年月日	1375	保険料額	1435	連絡先3 - 名称
1316	申請用 - 文書番号	1376	地区名称	1436	連絡先3 - 電話番号
1317	申請用 - 起案年月日	1377	処理除外フラグ	1437	連絡先4 - 名称
1318	申請用 - 発行年月日	1378	期	1438	連絡先4 - 電話番号
1319	担保用 - 文書番号	1379	該当月	1439	連絡先5 - 名称
1320	担保用 - 起案年月日	1380	不一致種類	1440	連絡先5 - 電話番号

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1441	国名コード	1501	現年度【収入額】-収入額合計(特徴)	1561	前年過々年度-収入額-リスト
1442	住登外事由コード	1502	現年度【収入額】-収入額合計	1562	前々年度-賦課額(普徴)-リスト
1443	不現住年月日	1503	現年度収入額該当年度	1563	前々年度-賦課額(特徴)-リスト
1444	被保険者証発付停止種別	1504	納付年月日	1564	前々年度-収入額(普徴)-リスト
1445	被保険者証発付停止事由	1505	滞納有無	1565	前々年度-収入額(特徴)-リスト
1446	納付通知書発付停止種別	1506	滞納繰越有無	1566	前々年度-賦課額-リスト
1447	納付通知書発付停止事由	1507	前年度-賦課額合計(普徴)	1567	前々年過年度-収入額-リスト
1448	所得申告書発付停止種別	1508	前年度-賦課額合計(特徴)	1568	前々年過々年度-賦課額-リスト
1449	所得申告書発付停止事由	1509	前年度-賦課額合計	1569	前々年過々年度-収入額-リスト
1450	督促状発付停止種別	1510	前年度-収入額合計(普徴)	1570	窓口交付フラグ
1451	督促状発付停止事由	1511	前年度-収入額合計(特徴)	1571	市民税番号
1452	全帳票発付停止種別	1512	前年度-収入額合計	1572	特別徴収義務者番号
1453	全帳票発付停止事由	1513	現年過年度-賦課額合計	1573	特徴フラグ
1454	世帯区分コード	1514	現年過年度-収入額合計	1574	現年度-不納欠損(即時)額-リスト
1455	構成員数	1515	現年過々年度-賦課額合計	1575	現年度-不納欠損(時効)額-リスト
1456	新年度資格取得事由コード	1516	現年過々年度-収入額合計	1576	現年度-不納欠損区分-リスト
1457	世帯資格喪失事由コード	1517	年間保険料	1577	資格取得年月日
1458	証交付コード	1518	減免金額	1578	資格取得処理日
1459	証有効期限	1519	医療分減免区分コード	1579	資格喪失年月日
1460	資格異動フラグ	1520	医療分減免金額	1580	資格喪失処理日
1461	未申告サイン-現年	1521	支援金分減免区分コード	1581	承継人氏名(カナ)
1462	未申告サイン-現年過年	1522	支援金分減免金額	1582	承継人氏名(漢字)
1463	未申告サイン-現年過々年	1523	介護分減免区分コード	1583	承継人・郵便番号
1464	課税区分	1524	介護分減免金額	1584	承継人・住所
1465	介護課非区分	1525	不現住調定額	1585	賦課変更日
1466	調査区分コード	1526	前年過年度-賦課額合計	1586	賦課変更回数
1467	所得区分コード	1527	前年過年度-収入額合計	1587	督促サイン-リスト
1468	所得額	1528	前年過々年度-賦課額合計	1588	期別口座名義人(カナ)
1469	軽減用所得額	1529	前年過々年度-収入額合計	1589	期別口座名義人(漢字)
1470	市民税所得割額	1530	現年度-未納額合計	1590	還付口座名義人(カナ)
1471	社会保険料控除額	1531	前年度以前-未納額	1591	還付口座名義人(漢字)
1472	公的年金収入額	1532	減額認定証交付サイン	1592	分割口座名義人(カナ)
1473	減免区分コード	1533	医療助成区分コード	1593	分割口座名義人(漢字)
1474	軽減区分コード	1534	公費負担区分	1594	期別振替口座開始年月
1475	軽減保留サイン	1535	給付点数	1595	分割振替口座開始年月
1476	遡及フラグ	1536	レセプト件数	1596	口座振替依頼額-リスト
1477	退職者按分率	1537	出産-葬祭費給付回数	1597	滞納整理普通徴収希望フラグ
1478	口座振替フラグ	1538	療養費給付回数	1598	過誤納額
1479	期別口座金融機関コード	1539	高額療養費給付回数	1599	還付未済額
1480	期別口座種類	1540	介護2号構成員数	1600	還付済額
1481	期別口座番号	1541	医療分賦課額(全体分)	1601	送付先指定郵便番号
1482	還付口座金融機関コード	1542	医療分賦課額(退職者分)	1602	送付先指定住所
1483	還付口座種類	1543	支援金分賦課額(全体分)	1603	送付先指定方書
1484	還付口座番号	1544	支援金分賦課額(退職者分)	1604	送付先指定住所届出日
1485	分割口座金融機関コード	1545	介護分賦課額(全体分)	1605	住所指定住所
1486	分割口座種類	1546	介護分賦課額(退職者分)	1606	住所指定方書
1487	分割口座番号	1547	前期高齢者数	1607	住所指定届出日
1488	分割納付サイン	1548	特定疾病認定証数	1608	収納指定住所
1489	基礎年金番号	1549	住民税額	1609	収納指定住所届出日
1490	徴収区分	1550	現年過年度-賦課額-リスト	1610	住所指定(住所地特例)住所
1491	特別徴収停止区分フラグ	1551	現年過年度-収入額-リスト	1611	住所指定(住所地特例)届出日
1492	現年度【賦課額】-賦課額(普徴)-リスト	1552	現年過々年度-賦課額-リスト	1612	調査日
1493	現年度【賦課額】-賦課額(特徴)-リスト	1553	現年過々年度-収入額-リスト	1613	調査経過
1494	現年度【賦課額】-賦課額合計(普徴)	1554	前年度-賦課額(普徴)-リスト	1614	現年度-滞納処分執行額-リスト
1495	現年度【賦課額】-賦課額合計(特徴)	1555	前年度-賦課額(特徴)-リスト	1615	現年度-処分停止額-リスト
1496	現年度【賦課額】-賦課額合計	1556	前年度-収入額(普徴)-リスト	1616	現年度-徴収猶予額-リスト
1497	現年度賦課額該当年度	1557	前年度-収入額(特徴)-リスト	1617	現年度-延滞金請求額-リスト
1498	現年度【収入額】-収入額(普徴)-リスト	1558	前年過年度-賦課額-リスト	1618	現年度-延滞金収入額-リスト
1499	現年度【収入額】-収入額(特徴)-リスト	1559	前年過年度-収入額-リスト	1619	現年度-還付請求権時効額-リスト
1500	現年度【収入額】-収入額合計(普徴)	1560	前年過々年度-賦課額-リスト	1620	現年過年度-不納欠損(即時)額-リスト

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1621	現年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	1681	前々年過々年度-還付請求権時効額-リスト	1741	医療分実質軽減平等割額
1622	現年過年度-滞納処分執行額-リスト	1682	検索状態ステータスコード	1742	医療分実質軽減合計額
1623	現年過年度-処分停止額-リスト	1683	検索開始日時	1743	医療分前年減免区分コード
1624	現年過年度-徴収猶予額-リスト	1684	検索完了日時	1744	医療分前年減免金額
1625	現年過年度-延滞金請求額-リスト	1685	該当件数	1745	医療分期間賦課額合計
1626	現年過年度-延滞金収入額-リスト	1686	金額区分	1746	医療分賦課取消額
1627	現年過年度-還付請求権時効額-リスト	1687	金額種別コード	1747	医療分端数額
1628	現年過々年度-不納欠損(即時)額-リスト	1688	普徴-按分率-今回振替-全体分	1748	医療分旧年度賦課額
1629	現年過々年度-不納欠損(時効)額-リスト	1689	普徴-按分率-今回振替-退職分	1749	医療分賦課額
1630	現年過々年度-滞納処分執行額-リスト	1690	普徴-医療分按分率-今回医療全体分	1750	医療分算出賦課額
1631	現年過々年度-処分停止額-リスト	1691	普徴-医療分按分率-今回医療退職分	1751	医療分退職者実質軽減均等割額
1632	現年過々年度-徴収猶予額-リスト	1692	普徴-介護分按分率-今回介護全体分	1752	医療分退職者実質軽減平等割額
1633	現年過々年度-延滞金請求額-リスト	1693	普徴-介護分按分率-今回介護退職分	1753	医療分退職者実質軽減金額合計
1634	現年過々年度-延滞金収入額-リスト	1694	普徴-支援金分按分率-今回支援金全体分	1754	医療分退職者減免金額
1635	現年過々年度-還付請求権時効額-リスト	1695	普徴-支援金分按分率-今回支援金退職分	1755	医療分退職者期間賦課額合計
1636	前年度-不納欠損(即時)額-リスト	1696	特徴-按分率-今回振替-全体分	1756	医療分退職者按分率-全体分賦課額
1637	前年度-不納欠損(時効)額-リスト	1697	特徴-按分率-今回振替-退職分	1757	医療分退職者按分率-退職者賦課額
1638	前年度-滞納処分執行額-リスト	1698	特徴-医療分按分率-今回医療全体分	1758	特別徴収方法コード
1639	前年度-処分停止額-リスト	1699	特徴-医療分按分率-今回医療退職分	1759	特別徴収額合計
1640	前年度-徴収猶予額-リスト	1700	特徴-介護分按分率-今回介護全体分	1760	特別徴収仮依頼情報作成年月日
1641	前年度-延滞金請求額-リスト	1701	特徴-介護分按分率-今回介護退職分	1761	特別徴収本依頼情報作成年月日
1642	前年度-延滞金収入額-リスト	1702	特徴-支援金分按分率-今回支援金全体分	1762	特別徴収仮停止事由コード
1643	前年度-還付請求権時効額-リスト	1703	特徴-支援金分按分率-今回支援金退職分	1763	特別徴収仮停止通知書作成年月日
1644	前年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	1704	新年度取込フラグ	1764	特別徴収仮停止依頼情報作成年月日
1645	前年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	1705	賦課期日	1765	特別徴収仮停止年月
1646	前年過年度-滞納処分執行額-リスト	1706	賦課期日現在の世帯区分コード	1766	特別徴収本停止事由コード
1647	前年過年度-処分停止額-リスト	1707	賦課期日現在の被保険者数	1767	特別徴収本停止通知書作成年月日
1648	前年過年度-徴収猶予額-リスト	1708	被保険者数	1768	特別徴収本停止依頼情報作成年月日
1649	前年過年度-延滞金請求額-リスト	1709	賦課期日現在軽減所得額	1769	特別徴収本停止年月
1650	前年過年度-延滞金収入額-リスト	1710	賦課期日現在総所得額	1770	特別徴収仮不能受取年月日
1651	前年過年度-還付請求権時効額-リスト	1711	被保険者の総所得額	1771	特別徴収仮不能年月
1652	前年過々年度-不納欠損(即時)額-リスト	1712	手計算事由コード	1772	特別徴収本不能受取年月日
1653	前年過々年度-不納欠損(時効)額-リスト	1713	手計算区分コード	1773	特別徴収本不能年月
1654	前年過々年度-滞納処分執行額-リスト	1714	賦課調査リスト発行フラグ	1774	特別徴収変更事由コード
1655	前年過々年度-処分停止額-リスト	1715	実質軽減均等割額	1775	特別徴収変更依頼情報作成年月日
1656	前年過々年度-徴収猶予額-リスト	1716	実質軽減平等割額	1776	特別徴収変更開始年月
1657	前年過々年度-延滞金請求額-リスト	1717	実質軽減金額合計	1777	徴収区分変更年月日
1658	前年過々年度-延滞金収入額-リスト	1718	前年減免区分コード	1778	普通徴収額合計
1659	前年過々年度-還付請求権時効額-リスト	1719	前年減免金額	1779	翌年度仮徴収予定額
1660	前々年度-不納欠損(即時)額-リスト	1720	超過額	1780	仮徴収対象外事由コード
1661	前々年度-不納欠損(時効)額-リスト	1721	期間賦課額合計	1781	本徴収対象外事由コード
1662	前々年度-滞納処分執行額-リスト	1722	賦課取消額	1782	特別徴収停止フラグ
1663	前々年度-処分停止額-リスト	1723	端数額	1783	仮徴収年金連結有無フラグ
1664	前々年度-徴収猶予額-リスト	1724	旧年度賦課額	1784	本徴収年金連結有無フラグ
1665	前々年度-延滞金請求額-リスト	1725	算出賦課額	1785	介護保険料-介護依頼額
1666	前々年度-延滞金収入額-リスト	1726	退職者実質軽減均等割額	1786	年金受給額
1667	前々年度-還付請求権時効額-リスト	1727	退職者実質軽減平等割額	1787	翌年度75歳区分コード
1668	前々年過年度-滞納処分執行額-リスト	1728	退職者実質軽減合計額	1788	7月依頼時翌年度仮徴収予定額
1669	前々年過年度-処分停止額-リスト	1729	退職者減免金額	1789	6月仮徴収額
1670	前々年過年度-徴収猶予額-リスト	1730	退職者超過額	1790	所得激減減免申請理由コード
1671	前々年過年度-延滞金請求額-リスト	1731	退職者期間賦課額合計	1791	支援分-手計算事由コード
1672	前々年過年度-延滞金収入額-リスト	1732	更新回数	1792	支援分-実質軽減均等割額
1673	前々年過年度-還付請求権時効額-リスト	1733	履歴の最新連番	1793	支援分-実質軽減平等割額
1674	前々年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	1734	賦課確定フラグ	1794	支援分-実質軽減金額合計
1675	前々年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	1735	減免対象フラグ	1795	支援分-減免区分コード
1676	前々年過々年度-滞納処分執行額-リスト	1736	退職者按分率-全体分賦課額	1796	支援分-減免金額
1677	前々年過々年度-処分停止額-リスト	1737	退職者按分率-退職者賦課額	1797	支援分-前年減免区分コード
1678	前々年過々年度-徴収猶予額-リスト	1738	構成員レコードサイン	1798	支援分-前年減免金額
1679	前々年過々年度-延滞金請求額-リスト	1739	納付通知書発行年月日	1799	支援分-超過額
1680	前々年過々年度-延滞金収入額-リスト	1740	医療分実質軽減均等割額	1800	支援分-期間賦課額合計

<収滞納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1801	支援分-賦課取消額	1861	住変指導先 - 地番タイプ	1921	変更前 - 電話番号1
1802	支援分-端数額	1862	住変指導先 - 住所	1922	変更後 - 電話番号1
1803	支援分-旧年度賦課額	1863	住変指導先 - 住所 - 外字フラグ	1923	変更前 - 電話番号2
1804	支援分-賦課額	1864	住変指導先 - 方書	1924	変更後 - 電話番号2
1805	支援分-算出賦課額	1865	住変指導先 - 方書 - 外字フラグ	1925	変更前 - 電話番号3
1806	支援分-退職者実質軽減均等割額	1866	住変指導先 - 郵便番号	1926	変更後 - 電話番号3
1807	支援分-退職者実質軽減平等割額	1867	居所不明年月日	1927	変更前 - 電話番号4
1808	支援分-退職者実質軽減合計額	1868	不現住認定年月日	1928	変更後 - 電話番号4
1809	支援分-退職者減免金額	1869	解除年月日	1929	変更前 - 電話番号5
1810	支援分-退職者超過額	1870	判明現住所 - 区コード	1930	変更後 - 電話番号5
1811	支援分-退職者期間賦課額合計	1871	判明現住所 - 字名コード	1931	変更前 - 構成員数
1812	支援分-確定日時	1872	判明現住所 - 条	1932	変更後 - 構成員数
1813	支援分退職者按分率 - 全体分賦課額	1873	判明現住所 - 丁目	1933	地区コード変更事由
1814	支援分退職者按分率 - 退職者賦課額	1874	判明現住所 - 番地	1934	資格異動情報業務日連番
1815	支援分-被保険者数	1875	判明現住所 - 子番地	1935	届出年月日
1816	支援分-被保険者の総所得額	1876	判明現住所 - 室番地	1936	資格喪失事由コード
1817	介護分-賦課期日	1877	判明現住所 - 地番タイプ	1937	同一人指示 - 旧保険番号
1818	介護分-賦課期日現在の被保険者数	1878	判明現住所 - 住所	1938	同一人指示 - 新保険番号
1819	介護分-被保険者数	1879	判明現住所 - 住所 - 外字フラグ	1939	みなし賦課額-全体分
1820	介護分-賦課期日現在総所得額	1880	判明現住所 - 方書	1940	みなし賦課額-全体分-退職分
1821	介護分-被保険者の総所得額	1881	判明現住所 - 方書 - 外字フラグ	1941	みなし賦課額医療全体分
1822	介護分-手計算事由コード	1882	判明現住所 - 郵便番号	1942	みなし賦課額医療退職分
1823	介護分-実質軽減均等割額	1883	現地調査年月日	1943	みなし賦課額介護2号全体分
1824	介護分-実質軽減平等割額	1884	変更連番	1944	みなし賦課額介護2号退職分
1825	介護分-実質軽減金額合計	1885	賦課変更事由コード	1945	みなし賦課額支援金全体分
1826	介護分-減免区分コード	1886	処理担当者コード	1946	みなし賦課額支援金退職分
1827	介護分-減免金額	1887	対象構成員氏名	1947	支給費名称
1828	介護分-前年減免区分コード	1888	該当日	1948	振替予定日
1829	介護分-前年減免金額	1889	非該当日	1949	最終取込日
1830	介護分-超過額	1890	検索連番	1950	最終取込ファイル名
1831	介護分-期間賦課額合計	1891	回答・受領年月日	1951	バッチ実行ID
1832	介護分-賦課取消額	1892	帳票名	1952	仮期別賦課額
1833	介護分-端数額	1893	重要フラグ	1953	納付通知書発付フラグ
1834	介護分-旧年度賦課額	1894	業務日連番	1954	賦課取消期サイン
1835	介護分-賦課額	1895	変更前 - 住登内外区分コード	1955	変更後納期限年月日
1836	介護分-算出賦課額	1896	変更前 - 区コード	1956	期別-公示送達年月日
1837	介護分-退職者実質軽減均等割額	1897	変更前 - 字名コード	1957	期別-公示送達・納期変更区分コード
1838	介護分-退職者実質軽減平等割額	1898	変更前 - 条	1958	特徴期別
1839	介護分-退職者実質軽減合計額	1899	変更前 - 丁目	1959	支払回数割保険料
1840	介護分-退職者減免金額	1900	変更前 - 番地	1960	特徴期別-公示送達年月日
1841	介護分-退職者超過額	1901	変更前 - 子番地	1961	特徴期別-公示送達・納期変更区分コード
1842	介護分-退職者期間賦課額合計	1902	変更前 - 室番地	1962	地区コード-強制指定区分
1843	介護分-処理年月日	1903	変更前 - 地番タイプ	1963	変更年月日
1844	介護分-更新回数	1904	変更前 - 方書	1964	還付加算金履歴シーケンス連番
1845	介護分-履歴の最新連番	1905	変更前 - 氏名 - カナ	1965	明細過誤納番号
1846	介護分-賦課確定フラグ	1906	変更前 - 資格区コード	1966	統合元 - 保険番号
1847	介護分-確定日時	1907	変更後 - 住登内外区分コード	1967	統合元 - 調定年度
1848	介護分退職者按分率 - 全体分賦課額	1908	変更後 - 区コード	1968	統合元 - 賦課年度
1849	介護分退職者按分率 - 退職者賦課額	1909	変更後 - 字名コード	1969	統合元 - 過誤納番号
1850	介護分-構成員レコードサイン	1910	変更後 - 条		
1851	介護分-納付通知書発付年月日	1911	変更後 - 丁目		
1852	調査状況コード	1912	変更後 - 番地		
1853	居所不明管理登録年月日	1913	変更後 - 子番地		
1854	住変指導先 - 区コード	1914	変更後 - 室番地		
1855	住変指導先 - 字名コード	1915	変更後 - 地番タイプ		
1856	住変指導先 - 条	1916	変更後住所		
1857	住変指導先 - 丁目	1917	変更後 - 方書		
1858	住変指導先 - 番地	1918	変更後 - 氏名 - カナ		
1859	住変指導先 - 子番地	1919	変更後氏名		
1860	住変指導先 - 室番地	1920	変更後 - 資格区コード		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び本市において関連性や整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②窓口端末における対象者の検索結果は、同一画面上に氏名、生年月日及び住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を表示することによって、個人識別情報の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。</p> <p>※ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、又は個人番号が空欄の場合に、広域連合標準システムから確認リストが出力され、本市がその内容を確認することを指す。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等が申請書等に必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみを記載する様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。</p> <p>※指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合標準システムと市町村の窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でなければ、広域連合標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 必要な情報以外記載できない書類様式とする。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;窓口端末における措置&gt; 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。</p> <p>&lt;後期高齢システムにおける措置&gt; 1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置&gt; システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;システム基盤における措置&gt; システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt; システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;システム外の措置&gt; 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>



リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 広域連合においては本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;          1 本市の窓口端末は、広域連合標準システムにのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。          2 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。          3 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。          4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行い、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合が迅速に実施する。          5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。          6 ログインを実施した職員・時刻等が記録されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>&lt;後期高齢システムにおける措置&gt;          1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。          2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。          3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム&gt;          システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;システム基盤における措置&gt;          システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;          システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>—</p>
----------

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 後期高齢者医療業務以外の情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。</p> <p>2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。</p> <p>3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。</p> <p>4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p> <p>※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 発効管理 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当を、本市から広域連合に対して申請する。</p> <p>2 失効管理 人事異動等によりアクセス権限に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請する。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>1 発効管理</p> <p>① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。</p> <p>② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。</p> <p>2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>

アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。</li> <li>・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録は一定期間保存する。</li> </ul> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を参照・更新したか、アクセスログを記録している。</p>	
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 GUI(Graphical User Interface)によるデータ抽出機能(※)を窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出されないようにしている。</li> <li>2 ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</li> </ol> <p>※ GUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療事務情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</li> <li>2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</li> </ol>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。</li> <li>2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。</li> <li>3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</li> </ol>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	①特定個人情報を取り扱う従業員の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 ③サーバ室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し、不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業員の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。 システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;広域連合への移転&gt; ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。</p> <p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt; 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。</p>		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;広域連合への移転&gt; 窓口端末における措置 (内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 (確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p> <p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt; (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。</p>		
その他の措置の内容	<p>1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。</p> <p>3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合への移転&gt;            窓口端末における措置            ①本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっている。また、窓口端末へのログインIDによる認可により、データ送信処理が可能な職員等を事務取扱担当者に限定している。            ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等及びデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定できる。            ③本市の窓口端末と広域連合標準システムとの接続にはLGWAN及び専用線を用いる。            ④本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保している。</p> <p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt;            1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。            2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている 2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置            ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。            ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。            ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置            ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。            ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p>&lt;広域連合への移転&gt;            窓口端末における措置            ①本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。            ②情報の移転先にあたる広域連合については、本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている 2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。            2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。          2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。          3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。          4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。          ②中間サーバーと地方自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ③中間サーバー・プラットフォーム事業者が、運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている            2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。          2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている            2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。          2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。          2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;          1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置          ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。          ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。          ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。          2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置          ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。          ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。          2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。          3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。          (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;窓口端末における措置&gt; ①窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ③オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<窓口端末における措置> 窓口端末に保管されるデータはない。  <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<窓口端末における措置> 窓口端末に保管されるデータはない。  <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報に関して、システムにて自動判別し、情報を消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 本市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<札幌市における教育・啓発> 後期高齢者医療事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。	
3. その他のリスク対策		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	後期高齢者医療事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年11月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市公報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要私有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和2年6月15日～7月14日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関窓口で個人番号を提示しなければ医療を受けられなくなるということか。</li><li>・マイナンバーカードの提示による本人確認はできないのではないか。</li><li>・情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。</li><li>・データの消去・廃棄どのように行われているのか。</li><li>・情報漏えいの責任は誰が担うのか。</li><li>・情報を個人番号で紐づけることは進めるべきではないと考える。</li></ul>
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年10月7日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	



(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	記載中にある「システム部門」・「システム部門 (総務局情報化推進部)」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅳ-1 ② 具体的な内容	記載中にある「情報化推進部」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年5月12日	表紙 公表日	平成28年4月12日	平成29年5月12日	事後	リスクを明らかに軽減させる変更等に伴う変更。
平成29年5月12日	I-5	平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。	平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年5月12日	II-5 移転先1 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年5月12日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更に伴う変更。
平成29年5月12日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	(項番3の追記)	3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更に伴う変更。
平成31年3月7日	I-7 ②所属長の役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月27日	表紙 特定個人情報保護評価書(全項目評価書) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、給付、保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。  については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。  1 資格に関し以下の事務を行う。 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)の受付を行い、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対する被保険者証の引き渡し・返還の受付を行う(再発行・更新証も含む)。 ③ 被保険者からの被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等の受付と広域連合への申請書送付を行う。	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、医療給付及び保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。 ※広域連合とは都道府県ごとに設置された後期高齢者医療制度を運営する組織のこと。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同法第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。  については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  1 資格に関する事務 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)を受け付け、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対し被保険者証を引き渡す。また、被保険者からの返還を受け付ける。 ③ 被保険者から被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (詳細の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ① 後期高齢者の給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)の受付を行う。 ② 被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の引き渡しを行う。 ③ 被保険者の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の再発行申請の受付及び広域連合への申請書送付を行う。 3 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行い、広域連合に申請書を送付する。	2 医療給付に関する事務 ① 後期高齢者の医療給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)を受け付ける。 ② 被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を引き渡す。 ③ 被保険者から限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の再発行の申請を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。 3 後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ。)の候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 保険料の減免申請を受け付け、広域連合に申請書を送付する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 徴収に関し以下の事務を行う。 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付及び滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理、履行状況の管理を行う。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報の作成および管理を行う。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	4 保険料の徴収に関する事務 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付、滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況を管理する。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報を作成し管理する。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更又は個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	1 資格事務にかかる機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務にかかる機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 〈収納管理〉 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 〈滞納整理〉 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 〈収納管理〉 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 〈滞納整理〉 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、後期高齢システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ連携する。	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、後期高齢システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の保険料の収納情報を提供する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という。)は、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置される窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務にかかる機能 ① 被保険者証の即時交付申請 窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 被保険者証の即時交付申請 窓口端末へ入力した被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	2. 賦課・収納業務にかかる機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務にかかる機能 窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。  ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。  ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて庁内各業務システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人および法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住記記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。  ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム<参考>コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等において、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等について、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 紙媒体での照会により確認している、広域外(北海道外)からの転入者の所得等の確認等において事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 広域連合外(北海道外)からの転入者の所得等の照会について、紙媒体よりも確認等に係る事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 5 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	①被保険者より保険資格に関わる届出、保険料減免、保険給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。 ②資格情報より被保険者証を交付する。療養費支給決定通知情報に基づき療養費支給決定通知書を発行する。 ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。 ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報、保険料の期割情報を広域連合標準システム端末に移入する。	①被保険者から保険資格に関わる届出、保険料減免、医療給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。 ②資格情報から被保険者証を引き渡す。療養費等支給決定通知情報に基づき療養費等支給決定通知書を発行する。 ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し、督促状及び催告書を送付する。 ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報及び保険料の期割情報を窓口端末に移入する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	⑧収納情報、滞納者情報を広域連合標準システム端末へ移入する。 ⑨住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報、滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。 ⑩資格情報、賦課情報、療養費支給決定通知情報が配信される。 ⑪資格情報、賦課情報の取込みを行う。 ⑫受け付けた届出書・申請書を送付する。 ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(国保連合会)に送付する。 ⑭申請書等を画像データ化し、北海道後期高齢者医療広域連合へ送付する。 ⑮特別徴収の依頼を行う。 ⑯特別徴収の結果を受け取る。	⑧収納情報及び滞納者情報を窓口端末へ移入する。 ⑨住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報及び滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。 ⑩資格情報、賦課情報及び療養費支給決定通知情報が配信される。 ⑪資格情報及び賦課情報の取込みを行う。 ⑫受け付けた届出書・申請書を送付する。 ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。 ⑭申請書等を画像データ化し、広域連合へ送付する。 ⑮特別徴収の依頼を行う。 ⑯特別徴収の結果を受け取る。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)。又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条までにに基づく被保険者	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲—その必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る。)を行うに当たり、被保険者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有するもの。	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る。)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目—その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、後期高齢者医療保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の引き渡し等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種保険給付の受付、徴収等を行うために保有 ④ 障害者福祉関係情報…障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種保険給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の交付のために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収(年金天引き)を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…医療給付(特定疾病療養受療証の引渡等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種医療給付の受付、保険料徴収等を行うために保有 ④ 障害者福祉関係情報…被保険者に係る障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種医療給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の引渡しのために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)システム基盤)	その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。)システム基盤)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等。(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度) 2 賦課業務 ①保険料情報：保険料算定結果の情報および賦課計算の元となる情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) 3 給付業務 ①療養費支給決定通知情報：療養費支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、療養費の支給申請がある都度)	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(月次の頻度) 2 賦課業務 ①保険料情報：保険料算定結果の情報及び賦課計算の元となる情報等(日次の頻度) 3 給付業務 ①療養費等支給決定通知情報：療養費等支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(療養費の支給申請がある都度)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 識別情報：随時(変更時等) 2 連絡先等情報：随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等) ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等) ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 識別情報：随時(変更時等) 2 連絡先等情報：随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等) ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等) ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<広域連合からの入手> 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)においては、広域連合標準システムと窓口端末とのやり取りは内部利用にあたりとされているが、便宜上入手の欄に記載している。 なお、市町村が番号法第9条第1項別表第一の59項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは妥当である。	<広域連合からの入手> 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している。) また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	3. 入手方法の妥当性 ①入手は専用線、LGWANを用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなる。期待できる。  <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 番号法第9条第1項別表第一の59項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等(広域連合を除く)から入手することは妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届け出受理時等に随時法令等の範囲内で申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。  <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	高齢者の医療の確保に関する法律並びに番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	高齢者の医療の確保に関する法律及び番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務を行うため。	行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務のため。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 資格事務 ① 個人番号により本人確認を行なう。 ② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届け出等を受け付ける。 ③ 被保険者資格管理に必要な住居情報を入力し、広域連合に提出することで、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届け出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	1 資格事務 ① 個人番号により本人確認を行う。 ② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届け出等を受け付ける。 ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届け出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法—情報の突合	1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲—その妥当性	後期高齢システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	後期高齢システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	札幌総合情報センター株式会社(予定)	競争入札により決定する	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条  市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第138条  市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ③移転する情報	1 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：本市が収納および還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等：本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	1 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民から入手した届出情報 ・住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民基本台帳情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等：本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ⑦時期・頻度	<p>&lt;広域連合への移転&gt;</p> <p>1 資格管理業務</p> <p>①被保険者資格に関する届出：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。</p> <p>②住民基本台帳情報：個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日時の頻度。</p> <p>③住登外登録情報：個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。</p> <p>：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p> <p>2 賦課・収納業務</p> <p>①所得・課税情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</p> <p>②期割情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p> <p>③収納情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p> <p>④滞納者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p> <p>3 給付業務</p> <p>①療養費関連情報等：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</p>	<p>&lt;広域連合への移転&gt;</p> <p>1 資格管理業務</p> <p>①被保険者資格に関する届出：届出のある都度。</p> <p>②住民基本台帳情報：日時の頻度。</p> <p>③住登外登録情報：日次の頻度。</p> <p>2 賦課・収納業務</p> <p>①所得・課税情報：月次の頻度。</p> <p>②期割情報：日次の頻度。</p> <p>③収納情報：日次の頻度。</p> <p>④滞納者情報：日次の頻度。</p> <p>3 給付業務</p> <p>療養費関連情報等：月次の頻度。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間—その妥当性	高齢者の医療に関する法律ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。	高齢者の医療に関する法律及び他の法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	IIIリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt;</p> <p>1 広域連合標準システム窓口端末における措置</p> <p>①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び本市において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>②窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。</p>	<p>&lt;広域連合からの入手&gt;</p> <p>1 窓口端末における措置</p> <p>①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び本市において関連性や整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>②窓口端末における対象者の検索結果は、同一画面上に氏名、生年月日及び住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を表示することによって、個人識別情報の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	IIIリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	<p>※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、広域連合の標準システムから確認リストが出力され、本市において、その内容を確認することを指す。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt;</p> <p>1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p>	<p>※ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、又は個人番号が空欄の場合に、広域連合標準システムから確認リストが出力され、本市がその内容を確認することを指す。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt;</p> <p>1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※1)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。</p> <p>※1：ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町村の広域連合標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。</p>	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等が申請書等に必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみを記載する様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。</p> <p>※指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合標準システムと市町村の窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でなければ、広域連合標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 必要な情報以外記載できない書類様式とする。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt; 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており専用線及びLGWANを用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。</p> <p>&lt;後期高齢システムにおける措置&gt; 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。 2 紙媒体(や電子記録媒体)により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない 3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt; 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。</p> <p>&lt;後期高齢システムにおける措置&gt; 1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; システムへのアクセスについては、業務端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p>&lt;システム基盤における措置&gt; システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt; システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p> <p>&lt;システム外の措置&gt; 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p>	<p>&lt;国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;システム基盤における措置&gt; システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt; システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;システム外の措置&gt; 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において既に実施済みである。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法16条に基づく本人確認が行われている。</p>	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確認の措置 の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、窓口端末において真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、真正性の確認は本市において既に実施済みである。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。</p>	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、広域連合においても本市の後期高齢者医療市町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</p>	<p>&lt;広域連合からの入手&gt; 広域連合においては本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>&lt;本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手&gt; 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt; 1 本市の窓口端末は、広域連合標準システムのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 2 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 3 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 6 窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻等の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt; 1 本市の窓口端末は、広域連合標準システムにのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 2 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 3 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行い、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合が迅速に実施する。 5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 6 ログインを実施した職員・時刻等が記録されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;後期高齢システムにおける措置&gt;</p> <p>1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p>2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。</p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム&gt;</p> <p>システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;システム基盤における措置&gt;</p> <p>システム基盤における接続は専用回線を用いているため外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p>	<p>&lt;後期高齢システムにおける措置&gt;</p> <p>1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p>2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。</p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム&gt;</p> <p>システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;システム基盤における措置&gt;</p> <p>システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;</p> <p>システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置 の内容	<p>1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤(社会保障宛名)において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。</p>	<p>1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。</p>	<p>システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。</p> <p>2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</p> <p>3 広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。</p> <p>4 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のことで、実際に標準システムを操作する職員等を指す。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>システムを利用できる職員を限定し、ユーザーIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザーの操作権限を制限する。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワードによるユーザー認証を実施する。</p> <p>2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。</p> <p>3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。</p> <p>4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>システムを利用できる職員を限定し、ユーザーIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザーの操作権限を制限する。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 発効管理 広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当を、本市から広域連合に対して申請することとしている。 ※事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等の中で、実際に標準システムを操作する職員等を指す。</p> <p>2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請することとしている。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。</p> <p>2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 発効管理 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当を、本市から広域連合に対して申請する。</p> <p>2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請する。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。</p> <p>2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <p>・広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。 ・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <p>・ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。 ・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録は一定期間保存する。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を参照・更新したか、アクセスログを記録している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容	<p>1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。</p>	<p>1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。</p>	<p>1 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</p> <p>2 広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</p> <p>※1 ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt;</p> <p>1 GUI(Graphical User Interface)によるデータ抽出機能(※)を窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出されないようにしている。</p> <p>2 ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</p> <p>※ GUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療事務情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 その他の措置の内容 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	<p>1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。</p> <p>2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。</p> <p>3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</p> <p>4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</p>	<p>1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。</p> <p>2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。</p> <p>3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</p> <p>4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。</p>	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (期間経過による変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	<p>サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。</p> <p>また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。</p>	<p>①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。</p> <p>②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。</p> <p>③サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し、不正な侵入を防止している。</p> <p>また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 の記録	<p>システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。</p>	<p>特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。</p> <p>システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 の記録 委託先から他者への提供に 関するルール内容及びルール 順守の確認方法	<p>サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。</p>	<p>(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる 変更)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	(44ページ) Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	<広域連合への移転> 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等の記録が実施される。また、GUIによるデータ抽出機能は無い。 <広域連合以外への提供・移転> 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	<広域連合への移転> ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 <広域連合以外への提供・移転> 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	<p>&lt;広域連合への移転&gt; 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①当市の窓口端末から広域連合の広域連合標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ②広域連合は当市の窓口端末から広域連合の広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p> <p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt; 個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p>	<p>&lt;広域連合への移転&gt; 窓口端末における措置 (内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 (確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p> <p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt; (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 その他の措置の内容	<p>1 「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。</p>	<p>1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合への移転&gt; 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。 ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等およびデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定できる。 ③本市の窓口端末は、広域連合標準システムのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 ④本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</p> <p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt; 1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>	<p>&lt;広域連合への移転&gt; 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっている。また、窓口端末へのログインIDによる認可により、データ送信処理が可能な職員等を事務取扱担当者に限定している。 ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等及びデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定できる。 ③本市の窓口端末と広域連合標準システムとの接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 ④本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</p> <p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt; 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合への移転&gt; 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、当市の後期高齢者医療支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、当市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。</p>	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合以外への提供・移転&gt; 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p>	<p>&lt;広域連合への移転&gt; 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照会し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (リスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと地方自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者が、運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へアクセスすることはできない。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	<p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報を入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報を入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (期間経過による削除)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (期間経過による削除)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 サーバールームは、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルーター・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 サーバールームは、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルーター・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt; ①窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ③オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt; ①窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ③オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7 特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt; 広域連合標準システム窓口端末に保管されるデータはない。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; 保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt; 窓口端末に保管されるデータはない。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; 保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順-手順の内容	<p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt; 広域連合標準システム窓口端末に保管されるデータはない。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破壊等を行う。 3 札幌市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。</p>	<p>&lt;窓口端末における措置&gt; 窓口端末に保管されるデータはない。</p> <p>&lt;後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置&gt; 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報に関して、システムにて自動判別し、情報を消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破壊等を行う。 3 本市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅳリスク対策(その他) 1 監査 ①自己点検	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が順守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	IVリスク対策(その他) 1 監査 ②監査	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編に伴う記載変更)
令和2年11月27日	IVリスク対策(その他) 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;札幌市における教育・啓発&gt; 1 後期高齢者医療事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 2 委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 3 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;札幌市における教育・啓発&gt; 後期高齢者医療事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	IVリスク対策(その他) 3 その他のリスク対策	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報システム部門が管理するサーバー室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (期間経過による削除)
令和2年11月27日	VI評価実施手続き 1 基礎項目評価 ①実施日	平成27年12月24日	令和2年11月4日	事後	重要な変更にあたらない。 (再実施による修正)
令和2年11月27日	VI評価実施手続き 2 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年6月15日～7月14日	令和2年6月15日～7月14日	事後	重要な変更にあたらない。 (再実施による修正)
令和2年11月27日	VI評価実施手続き 2 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	<p>・マイナンバーを導入することによってどのようなメリットがあるのかわからない。 ・リスクへの対策をとっていても、悪意のある人間による情報漏えいは起こるのではないかと。 ・情報漏えいしたときに市はどのような対応を取るのか。 ・情報連携における札幌市個人情報保護審議会による承認とは何か。</p>	<p>・医療機関窓口で個人番号を提示しなければ医療を受けられなくなるということか。 ・マイナンバーカードの提示による本人確認はできないのではないかと。 ・情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。 ・データの消去・廃棄どのように行われているのか。 ・情報漏えいの責任は誰が担うのか。 ・情報を個人番号で紐づけることは進めるべきではないと考える。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (再実施による修正)
令和2年11月27日	VI評価実施手続き 2 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	情報連携は、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による承認ではなく番号法や条例など関係法令の規定に基づくものであるため、Ⅲ-3-リスク1およびⅢ-5-リスク1の記載をそのように修正。	—	事後	重要な変更にあたらない。 (再実施による修正)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	VI評価実施手続き 3 第三者点検 実施日	平成27年9月14日	令和2年10月7日	事後	重要な変更にあたらぬ。 (再実施による修正)
令和2年11月27日	VI評価実施手続き 3 第三者点検 結果	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるとの答申を得た。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (再実施による修正)
令和6年1月25日	(別添1)事務の内容	図に追加	図中 ⑰速報・確報情報 ⑱被保険者情報 (※個人番号除く)	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (行政事務センターの追記に伴う修正)
令和6年1月25日	(別添1)事務の内容 図	図に追加	①～⑱省略 ⑰国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムに速報・確報情報を提供する「コンビニ収納代行会社」を追加する。 ⑱口座振替処理業務及び早期納付勧奨業務を行う「行政事務センター」を追加する。	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (コンビニ収納代行会社への名称変更及び行政事務センターの追記に伴う修正)